厚 生 委 員 会

令和元年9月10日(火)

厚生委員会

日 時 令和元年9月10日(火)午前10時00分開会一午後5時43分閉会

場 所 役場 3階 第 2 委員会室

出席委員 松尾委員長、中原副委員長、谷﨑、道工、坂原、反保、竹原、奥野

欠席委員 なし

傍聴議員 和田、辻下、小川

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

笠間教育長

松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

栗山総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部理事兼住民課長

松本しあわせ創造部副理事兼保険年金課長

増田しあわせ創造部副理事兼福祉課長

川井福祉課長兼保健センター所長

辻里生活環境課長

寺田子育て支援課長

南福祉課課長代理

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

松尾委員長皆さん、おはようございます。

ただいまから、厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者については、相馬部長より体調不良のため欠席する旨届けが提出されて おります。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定を願います。

また、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を 開催します。よろしくお願いいたします。

初めにお諮りします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可申し出に対して、許可したいと思います。 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長傍聴を許可します。

9月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件9件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いい たします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第47号 令和元年度岬町一般会計補正予算(第4次)についてのうち本 委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

寺田課長。

寺田子育て支援課長 それでは、令和元年度岬町一般会計補正予算(第4次)についてご 説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳入をご覧ください。

10、地方特例交付金、2、子ども・子育て支援臨時交付金、子ども・子育て支援臨時交付金といたしまして、2,780万円の増額補正を行うものでござい

ます。

内容といたしましては、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、 補正をお願いするものです。

続きまして、14、使用料及び手数料、1、使用料、児童福祉使用料といたしまして1,201万6,000円の減額補正を行うものでございます。内容といたしましては、3歳から5歳の児童の保育について、本年10月から来年3月までに徴収予定であった保育所保育料を幼児教育・保育の無償化に伴い、補正をお願いするものでございます。

続きまして、15、国庫支出金、1、国庫負担金、児童福祉費負担金といたしまして345万3,000円の増額補正を行うものでございます。内容といたしましては、幼児教育・保育の無償化に伴う補正といたしまして、子どものための教育・保育給付費国庫負担金(施設型給付費)といたしまして、257万6,000円、また、平成30年度の事業費確定に伴う精算分といたしまして、児童手当国庫負担金精算分11万4,000円、同じく子どものための教育・保育給付費国庫負担金精算分といたしまして76万3,000円の補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページから2ページにかけてご覧ください。

15、国庫支出金、2、国庫補助金、児童福祉費補助金といたしまして、1, 587万9,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、子育てのための施設等利用給付交付金といたしまして 359万5,000円、子ども・子育て支援事業費補助金といたしまして1,2 28万4,000円をそれぞれ幼児教育・保育の無償化に伴い、補正をお願いするものでございます。

16、府支出金、1、府負担金、児童福祉費負担金といたしまして、38万1,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、平成30年度の子どものための教育・保育給付費府費 負担金の事業費確定に伴う精算分の補正をお願いするものでございます。

以上、当委員会付託分の歳入合計は3,549万7,000円の増額補正でございます。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の3ページをご覧ください。

3、民生費、1、社会福祉費、障害者福祉費としまして332万5,000円の増額補正です。30年度の障害者福祉費の精算に伴う国、府に対する返還分でございます。

内訳としましては、自立支援医療(更正医療)府費負担金返還金108万3, 000円、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金224万2,000円です。

続きまして、7、淡輪老人福祉センター費、淡輪老人福祉センター管理費としまして、1万4,000円の増額補正でございます。

内容としまして、10月からの消費税率引き上げに伴い、淡輪老人福祉センタ 一指定管理委託料を増額補正するものでございます。

続きまして、8、健康ふれあいセンター費、健康ふれあいセンター管理費としまして100万円の増額補正でございます。

内訳としましては、健康ふれあいセンター改修工事で、公衆浴場洗い場の仕切り板設置50万円、公衆浴場脱衣場のトイレ洋式化50万円を増額補正するものでございます。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 2、児童福祉費、保育士研修費として7,000円の増額補正です。 内容といたしましては、国の平成30年度子ども・子育て支援体制整備総合推進 事業費国庫補助金の確定に伴う精算返還金でございます。

続きまして、未熟児養育医療助成費といたしまして8万6,000円の増額補 正です。内容といたしましては、国の平成30年度未熟児養育医療給付費等国庫 負担金の確定に伴う精算返還金でございます。

続きまして、子ども・子育て支援事業として89万7,000円の増額補正です。

内容といたしましては、国の平成30年度子ども・子育て支援交付金国庫負担 金の確定に伴う精算返還金でございます。

続きまして、障害児通所支援費といたしまして128万4,000円の増額補 正です。内容といたしましては、国の平成30年度障害児入所給付費等国庫負担 金の確定に伴う精算返還金でございます。

資料4ページをお願いいたします。

続きまして、児童福祉施設費、保育所人件費といたしまして1,201万6,

000円の財源更正でございます。

内容といたしましては、当初要求時には1年分の保育所保育料の歳入を計上しておりましたが、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月以降の保育所保育料を減額したことによるものです。

続きまして、子育て支援センター費、PCB廃棄物対策費といたしまして、3 1万9,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、子育て支援センター内にPCBを含む安定器を使用した照明器具が確認されましたので、照明器具の取りかえと、安全に保管するために必要な費用を要求するものでございます。

続きまして、子ども・子育て支援事業費、施設型給付費といたしまして493 万1、000円の増額補正です。

内容といたしましては、幼児教育・保育の無償化に伴い要求するものでございます。

なお、財源といたしまして、子どものための教育・保育給付費国庫負担金施設 型給付を充当いたします。

続きまして、施設等助成事業といたしまして719万2,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行私立幼稚園助成費として59万5,000円、預かり保育助成費492万3,000円及び認可外施設等助成費167万4,000円を要求するものでございます。

なお、財源といたしまして、子育てのための施設等利用給付交付金を充当いた します。

続きまして、幼児教育・保育無償化事業といたしまして1,228万4,00 0円の増額補正でございます。内容といたしましては、幼児教育・保育の無償化 実施に伴う事務量の増加に対応するための一般職超過勤務手当として162万円、 臨時職員賃金といたしまして188万円、普通旅費といたしまして3万1,00 0円、消耗品費として43万円、通信運搬費といたしまして5万3,000円、 庁用器具費といたしまして24万円を要求いたしまして、また、住民基本台帳シ ステムを幼児教育・保育の無償化に対応させるためのシステム改修費用といたし まして、委託料803万円を要求するものでございます。

松尾委員長川井所長。

川井保健センター所長 続きまして、委員会資料5ページをご覧ください。

4、衛生費、1、保健衛生費、母子保健事業といたしまして5万6,000円の増額補正するものです。内容としましては、平成30年度妊娠・出産包括支援事業国庫補助金返還金、国庫補助金の精算に伴う返還金です。

以上、当委員会付託分としまして、合計3,139万5,000円の増額補正 でございます。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 続きまして、債務負担行為補正、追加としまして、淡輪老人 福祉センター指定管理事業につきまして、期間を令和2年度、限度額を150万 6,000円とするものでございます。

内容としましては、歳出でご説明しました消費税率の引き上げに伴う淡輪老人福祉センター指定管理委託料の増額補正に伴い、補正するものでございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

反保委員。

反保委員 子育て支援センターの今利用されている子どもの数と、それから職員の人数を 教えてください。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 子育て支援センターの利用の状況についてお答えさせていただきます。

現在、子育て支援センターといたしまして、現在、実際に今各イベント等を利用いただいているのですけれども、そちらの数字をまずお答えさせていただきます。

それでは、利用者数といたしまして、講座の利用者数の合計で2,668人の 延べ人数の方がご利用いただいております。そして、全てのみどりっこ広場であ るとかのイベントも含めますと、合計で6,575名のご利用いただいていると ころでございます。人員につきましては10名で行っております。

松尾委員長 反保委員。

反保委員 ということは、支援センターを利用する場合は登録制になっているのでしょうか。それとも、ぱっと行って、受け入れがすぐにやっていただけるとか、そういう取り決め方法はあるのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

- 寺田子育て支援課長 基本的には、各講座、イベントにつきましては、定員数もございますので、事前の予約をいただく場合がございますが、利用については、特に上限等、そのような場合でなければ設けておりませんので、申し込んでいただければご利用いただけるということになっております。そして、各イベント、代表的なのは7月に行いますみどりっこまつりにつきましては、これは全くの自由参加でお受けしております。
- 松尾委員長 そのほか委員さん、質疑ございませんか。 竹原委員。
- 竹原委員 健康ふれあいセンターの改修工事がありましたので、関連して質問させていた だきます。

トイレの洋式化とありますが、洋式トイレが主流になりつつある中、まだ和式 というのが、あるのかどうかというのが1点です。

それと、この公衆浴場の脱衣所の仕切り板設置という、50万円。当初予算で 賄えなかった理由等々ありましたら、少し説明いただきたいなと思います。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 今回補正予算に上げさせていただきました浴場にありますトイレ、男女それぞれ1つ、1カ所ありますが、それが和式であったということで、今回は、それを洋式化にさせていただきたいということです。館内には、まだ和式トイレが一部残っております。ただ、その場合も洋式を併設する形で残っております。

それと、もう1つの洗い場の仕切り板に関してですが、今回、公衆浴場の利用者からの要望があり、洗い場の仕切り板を設けることで、体を洗う際にシャワーの湯水がはねたり飛び散ったりして、隣の人に当たることを気にすることなく、気兼ねなく洗い場を使用できるということで、今回、男女浴室のそれぞれ10カ所ある洗い場のうち、それぞれ5カ所につきまして仕切り板を設けるというお願いしております。

松尾委員長ほかの委員さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料の5ページの債務負担行為の補正、追加についてお尋ねをいたします。

今回、淡輪老人福祉センターの指定管理事業ということで、令和で申し上げま

すと、2年度まで追加の補正が提案をされております。これは、消費税の増税に伴うものというように理解をしておりますけれども、指定管理という制度を用いて利用している施設は、岬町内にほかにもあるわけで、そことの関係で、例えば本委員会所管の施設におきましては、健康ふれあいセンター、火葬場ともありますし、また、所管外でありますけれども、海釣り公園についても、海釣り公園については指定管理料というきれいなものがあるわけではありませんけれど、道の駅の管理部分のことだとか、そういったところで、ほかの施設においても、消費税相当額というのの上乗せが必要になってくるのではないかなというように考えるのですけれども、今回提案されているのは老人福祉センターのみということで、そのあたりのご事情をお聞きしておきたいと思います。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 福祉課で所管しております指定管理施設であります、もう一方の健康ふれあいセンターの指定管理料につきましては、指定管理者である明治スポーツプラザから、年度当初に提出されております事業計画書において、今年度の委託料については、消費税率が10%に上げられるということを折り込んだ上での委託料であるということで、経済的にも岬町に貢献したいという提案をいただいており、協議の結果、現行契約金額のままでしていただくという形になりました。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 火葬場は、いかがでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 火葬場の指定管理につきましても、一応指定管理を行っている 業者と協議の結果、今の現状の中で委託していただけると確認しておりますので、 今回、同じように上げていないということになっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 健康ふれあいセンターについては、既に、もう増税を折り込み済みということで、提案の段階で増税を見込んで計画を立てておられたということをお聞きしました。それで、もう一つの火葬場については、現状のままでというご意向が示されたということでありますけれども、これは平たく言うと、業者に泣いてもらうと言いますか、努力という言葉は美しいのですけど、そこで無理が発生しますと、今後の指定管理の委託等についても支障が出てくることにもなりかねませ

んし、そのことによって、何らかの形で住民サービスが低下するということにも つながりかねませんので、そのあたりについても、もし事業者とお話し合いされ ているようでしたら、お聞きしたいのですけれど、協議の中身はいかがでしょう か。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事兼住民課長 現在のところ具体に協議は進めておりませんけれど も、今後、業務を進行していくに当たりまして、協議が必要となれば進めていき たいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 火葬場の指定管理の委託料については、事業者に極度の負担をかけないよ うに、よく協議を進めていただきたいと思います。

岬町に対して貢献しようというお気持ちお持ちなのかなと思いますので、明治スポーツプラザさんのほうも、先ほどそういう言及がありましたが、その気持ちは大変ありがたいのですが、指定管理そのものが維持、継続できないとなりますと、岬町に物すごく大きな負担が一度にかかってくることになりますから、そのあたりについては、よく相談しながら進めていただきたいと思います。

それからもう1点、このことにかかわって、ちょっとこの先の議案とのかかわりになるのですけど、議案第53号で、消費税の税率引き上げに伴う関係条例の制定に関する条例ということで、淡輪老人福祉センターの利用料の引き上げが提案されているのですね。それで、例えばなのですけれど、指定管理料については、今回この議案で消費税の増税に伴う今年度分についての計上がなされ、また、債務負担行為についても増額という提案がなされているわけなのですが、例えばですけど、それをもう少し上乗せをして、利用者の負担を軽くするということはお考えにならなかったのか、お尋ねしておきたいと思います。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 淡輪老人福祉センターの使用料につきましては、原則的に無料となっております。ただし、老人福祉その他公共事業以外の使用については、利用料金を納付していただくという形になっておりまして、今回につきましては、消費税率を上乗せした形で条例改正をする形で進めております。

松尾委員長そのほかに質疑はございませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第47号 令和元年度岬町一般会計補正予算(第4次)についてのうち、 本委員会に付託された案件について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手 を求めます。

(举手全員)

松尾委員長満場一致であります。

よって、議案第47号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第49号 令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1号)について を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 それでは、令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1 次)の件についてご説明いたします。

委員会資料の6ページをご参照ください。

歳入につきましては、5、支払基金交付金、1、支払基金交付金、介護給付費 交付金として171万3,000円の増額補正です。平成30年度の介護給付費 の確定に伴い、追加交付される過年度分の交付金でございます。

続きまして、13、繰越金、1、繰越金、前年度繰越金として7,978万5,000円の増額補正でございます。この繰越金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴う剰余金を繰り越しするもので、国、府、支払基金への前年度精算金としての支出と、介護給付費準備基金積立金に充てるものでございます。

次に、歳出におきまして、7、諸支出金、1、償還金及び還付加算金として、1,510万5,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、前年度の介護給付費の確定に伴う精算返還金でございます。 内訳としましては、介護給付費国庫負担金返還金439万4,000円、同府費 負担金返還金340万円、地域支援事業交付金支払基金返還金293万3,00 0円、同国庫返還金283万円、同府費返還金154万8,000円でございます。

続きまして、8、基金積立金、1、基金積立金、介護給付費準備基金積立金と して6、639万3、000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、前年度の給付費の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立 てるものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、歳入歳出とも8,149万8,000円の増額補正でございます。

松尾委員長 ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑ございませんか。 中原副委員長。

中原副委員長 ご説明のあった中で、介護給付費準備基金への積み立てを行うという説明 がありました。積み立てを行った後、そのお金はどのように使うお考えか、確認 しておきたいと思います。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 剰余金として基金へ積み上げたものに関しては、また、取り 崩す形で歳入のほうに入れる予定をしております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 何のために取り崩すのか、使途をお聞きしております。今後の予定ではありますけれども。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 昨年度から7期の計画期間中となっておりまして、それは前期の積立金を取り崩す形で、この3カ年で取り崩して歳入に入れる形になっておりまして、今年度の分は、次の8期の計画の際に歳入として取り崩す予定となっております。

松尾委員長ほかに質疑はございませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長、賛成ですか。

中原副委員長 先ほど質疑の中で、介護給付費準備基金への積立金の使途についてお尋ね

をしておりました。次の第8期の中で利用していくと、3年間積み立てていって 利用していくということでありましたけれども、保険料の抑制のためにぜひお使 いいただきたいと要望申し上げて、賛同したいと思います。

松尾委員長 反対の方いらっしゃらないということで、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第49号 令和元年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)について、 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

松尾委員長満場一致であります。

よって、議案第49号は、本委員会において可決されました。

議案第53号 消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定 についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 それでは質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 消費税率の引き上げということで、8%が10%になるということで、大体1,000円だったら、80円のところが100円になるということですが、これを見ていると、1,050円のところが1,100円になるということで、恐らく5%のときから8%のときは据え置いてそのまま見送っていたところ、今回10%になるので、もう耐えられないので上げたのかなと単純に思ったのですが、その理解でよろしいでしょうか。お願いします。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 委員おっしゃる、お見込みのとおりです。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 消費税が上がったら、上げていただくのは当然のことでございますが、事務的 な手続も必要だというのも理解できますけども、また消費税、これだけではない ような気もしますので、また随時、どの分野においても適宜提案していただけれ ば大丈夫です。委員会でしっかりと審議しますので、その点よろしくお願いいた します。

松尾委員長 ほかに委員さん、質疑ございませんか。 中原副委員長。

中原副委員長 今、竹原委員の質問に対して、耐えられないのかということで、耐えられないということでお答えがありました。確かに5%から8%の増税のときは努力をされて据え置かれたということで、今回、負担が重くなったということなのかなとは思うのですけれど、重くなるということなのかなと思うのですけれど、徴収した利用料については、指定管理者が歳入をするということでよろしかったですね。そういうことのようです。ということで、確かに消費税分を利用料として引き上げないと、据え置いておくと、指定管理者の負担が増えてしまうということになろうかと思います。参考までにお尋ねをするのですが、10月から、これ利用料を増額するということになった場合、先ほど、さきの議案で、利用については原則無料となっていることが多いということのようにお聞きしましたけれども、実際に利用料収入としては幾ら上がるというふうに試算をされておられるのでしょうか。

それからもう一つ、利用料ということで言いますと、淡輪老人福祉センターも利用料ありますけれど、ほかのいろんな施設でも利用料というのは発生をするわけなのです。それで今回、本委員会所管ということで言いますと、老人福祉センターですけれども、今回の議会に提案されているものでいいますと、もう1カ所、いきいきパーク岬についても事業委員会の中で審議されましたが、利用料、この2カ所の施設についてのみ利用料の引き上げが提案されております。ほかの施設は、利用料は今回引き上げという提案はないのですけれど、そのあたりの何の違いがあって、この淡輪老人福祉センターについては利用料上げるんだけど、ほかは上げないということになったのか、ちょっとこれは担当課というより、全体見渡せる方ということになるかもわかりませんが、お答えいただきたいと思います。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 今回、10月1日からの消費税の改定に伴いまして、国のほうからは、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言といたしまして、公の施設の使用料については、適正に転嫁されるよう条例等の改正措置を講じることを求める通知が出されているところでございます。今回の消費税の反映につきましては、各施設ごとに担当の部署のほうがその施設の位置づけなり、利用の実態に応じて個々に判断をしたと考えております。具体的に、そうしたら何かという

ことについては、それぞれの各施設の利用実態等を踏まえて、できるだけ住民の 方に負担を生じさせないようにという判断の中で、それぞれの施設の中で判断さ れたのかなと考えております。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 淡輪老人センターの使用料として、今年度予算化が11万円ということで、10月から、あと半年間での5%増税分としては約2,000円ちょっとになっております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 他の施設との比較ということで言いますと、それぞれ個別に判断されたということのようですから、その詳細をここで聞いているわけにはいきませんので、そこはもうこれ以上掘り下げることはいたしませんが、増える負担が、10月からでいくと2,000円程度だということのようでありました。さっき賛成しましたけど、一般会計のところで、施設の運営について、例えば光熱水費だとか、そういうところにかかってくる消費税の増額ということだったのかなと思うのですけど、そこに、その2,000円を少し超える金額であれば、上乗せをするといったことで利用者の負担を増やさないということはお考えにならなかったのか。2,000円が耐えられない額であるのか。私は指定管理者に負担を押しつけるのはよくないと思っているのですよ。ただ、利用料を増やすこともよくないと思っているのですよ。町の努力で何とかならなかったのかということを私はお尋ねしておきたいと思います。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 今回の消費税率引き上げに伴いまして、委託料に関しては適正に、影響に伴いまして歳出予算計上するようにと国からの通知がありまして、当然、歳入に関しても、その分の税率を上げるような対応という形でしております。ただ、その中で、経営努力とか、そういう部分はなかったのか、利用者にとっての部分はあるのですが、原則的な取り扱いでの今回改正という形で計上させていただいております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 これは利用料については、指定管理者が収入するということになるのです けど、消費税って、よく預かり金だという言い方をしますね。実態としては、決 してそうではない実態が往々にしてあるわけなのですけれど、これ預かり金だと いうように考えた場合、指定管理者は、この預かり金をどのように処理なさるのか、お聞きしたいと思うのと、それから重ねて聞くようで申し訳ないのですけど、利用者への負担につながらないように、ほかの施設では、そういったことを勘案して今回提案に至っていないということなのかなと思っているのですけど、そことの差はどうして出てきたのかなと思って。何か、不公平とまでは言いませんけど、ちょっとそこがどうもうまく私理解ができないのですよね。そのあたりについて、もう少しご説明をいただけるとありがたいなと思います。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 淡輪老人センターにつきましては、原則的には、無料という 形で、ただし、老人福祉その他の公共事業以外の使用については利用料金を納付 していただくとなっておりまして、基本的な利用としては、老人福祉とか公共事 業ということを想定しており、それ以外の部分での利用ということで、そんなに 利用額として、総額としては大きくない中で、先ほども申しました、原則的な取 り扱いということで、指定管理者の収入で増えるという形で、それで運営してい ただく形で、指定管理者との話となっております。

松尾委員長ほかに委員さん、質疑ございませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長は賛成ですか、反対ですか。

それではお願いします。

中原副委員長 私は、かねてから申し上げているとおり、今回の10%増税そのものに反対なのですよ。それで、ただ、今いろいろ質問させていただいている中で、どうも得心がいかないというのが率直なところであります。ほかの施設では、10月からの増税に伴う引き上げが行われないところがたくさんあるけれど、淡輪老人福祉センターについては、西部長言うところの国からの技術的助言、指導じゃない助言というレベルのものにきれいに従って引き上げを行うと。金額で言うと、そう大きな金額ではないであろうとは思いますけれど、行政としての姿勢に私は率直に申し上げて、疑問を感じます。何らかの努力をして、少しでも負担を減らすということができなかったのかというところについて、うまく理解ができませ

んでしたので、本議案については反対をしたいと思います。

松尾委員長ほかに討論に参加される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第53号 消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

松尾委員長 挙手多数であります。

よって、議案第53号は、本委員会において可決されました。

議案第54号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 それでは質疑ございませんか。

それでは中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 私、わからないところがいっぱいあるので、いっぱいお尋ねしますけど、 よろしくお願いいたします。

まず、委員会資料の49ページから概要についてお示しをいただいておりますので、その中身に基づいてお尋ねをしたいと思います。

1番の基本理念として、主に2つのことが掲げられているのですね。それで、 前半はとてもいいことが書いてあると思っています。全ての子どもが健やかに成 長するよう支援し、良質かつ適切なものであること、これは非常にいいことだと 思っています。ただ、後半ですね、この中身がよくわからないので、お尋ねをし たいと思います。

子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されるようにということで、 子育て世帯への経済的な支援を行うということなのですね。それで今回、国から 提示されているものと岬町で実際に行われる負担の軽減ということでいうと差が 出てくるわけなので、ちょっとそのあたりから確認をしていきたいと思います。

まず、国が示している幼児教育・保育の無償化ということでいきますと、3歳

から5歳の保育料を無償にするということと、それからゼロ歳から2歳については、年収360万円未満相当、これは住民税非課税世帯ということかと思いますけれども、その収入の状況にある方のみゼロ歳から2歳の保育料を無償にすると、大きく言うと、この2つが国の掲げているところかなと思いますけれど、そのような理解で間違いがないのかということが1点。

それから、国がそのように言っている中で、現実的には10月から保護者の負担はどのようになるのか。大事なのはここだと思っているのですけど、その中身について、実際に負担がどうなるか、お聞きしておきたいと思います。

その実際にどうなるかの中身についてですが、ゼロ歳から5歳までの保育料全般について、公立の保育所、幼稚園、2つの私立の幼稚園についても、実際の負担がどうなるか、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 副委員長ご質問の内容につきましてですが、まず、1点目の国の示されております3歳から5歳の保育の無償化、ゼロ歳から2歳児の360万未満世帯の無償化につきましては、おっしゃるとおりでございます。

2点目の岬町独自でどのように取り組むかということにつきましてですけれども、現在想定しておりますのが、既に昨年度、平成30年4月1日から第2子以降の無償化を他市町に先んじて行っているところでございます。これにつきまして、今後10月以降についても継続して実施する予定をしております。こちらが岬町独自としての子育て世帯の支援と考えております。

そして、公立の保育所、幼稚園につきまして、本日の委員会の追加資料といた しまして、資料の請求がございました岬町特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則につきまして、実際に利用者負担 額に関する項目といたしまして追加、提出させていただいております。

公立保育所につきましては、まず、現況といたしまして、保育料として各保護者の方から徴収させていただいております。その中に保育料と給食に関するいわゆる食材費を含んでおりますので、改めて、規則で書いており、今後無償化にあわせまして、内容について検討しているところでございます。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 一つ確認をさせていただきたいというか、説明をさせていただき たいことがございまして、今回、3歳から5歳までの子どもの無償化とあわせて、 ゼロ歳から2歳までの子どもについては、非課税世帯ということで、360万未満が非課税世帯というような認識がございましたが、非課税世帯イコール360万未満の収入とは全然関係はございませんので、ご理解していただきたいと思います。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 よく、何かいろんな報道なんかで、住民税非課税世帯というようにこのことを言いかえるのですけど、違うのですか。では、少し枝葉になりますけど、住民税非課税世帯の年収って、いかほどなのでしょうか。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 世帯構成によりまして非課税となる収入というのは一概には言えないのですけれども、住民税計算される場合には、収入の種類にもよりますけれども、給与収入であれば給与所得控除後、また、各種控除後の課税標準額という額が一定、以下であれば非課税になるという規定になっております。また、360万未満収入という部分につきましては、実際、保育料計算する際の所得階層の区切りとなる金額が年収360万未満というように表現しておりますので、一概に非課税世帯は収入幾らというのは、ここでお示しすることは難しいかなと思っております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長知らなかったです。また勉強したいと思います。

世帯構成によって課税状況がどうなるかというのは違うということは存じ上げておりましたが、あちこちで、私なりに勉強した中では、年収360万円未満相当(住民税非課税世帯)というような表現が非常に多く見受けられましたので、それは違ったのだという認識を新たにしたところであります。

それで、実際の負担のことがよくわからないのですけど、現在は、公立保育所で言いますと、保育料として、保護者に負担をしていただいている。その中には保育料の中に食材費、これ主食も副食も含む食材費も含まれて、丸めて保育料ということでご負担をいただいているという理解でいいわけですね。うなずいておられるので、そのように理解したいと思います。それは、現在では年齢問わず、そのように負担をしていただいているのが公立の保育所ということですね。

それで公立の幼稚園については、保護者の負担はどのようになっていて、また、 私立の幼稚園についてもどのようになっているか。お聞かせいただいてもよろし いでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 公立幼稚園につきましては、基本的には総務文教委員会の所管になるかと思いますが、1食当たり200円の徴収と聞いております。私立の幼稚園につきましては、現行で、何がしかの金額と定めてとられていないと伺っております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今お答えいただいたのは給食費、食材費についての説明ということでよかったですか。はい、ありがとうございます。公立幼稚園については給食費と、それから従前でいうと授業料と呼んでいた、今は保育料と言いますけれど、それを保護者にご負担をいただくということでいいのですね。

それから、私立の2つの幼稚園については、今確認したところでいうと、いわゆる給食費と呼ばれるものは、その名目では徴収していない。ということは、保育料の中に丸めてといいますか、岬町の保育所と同じような扱いという理解でよろしいですか。私立の幼稚園について、再度確認をいたします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 今おっしゃいましたように、基本的に給食費として、現行では徴収 はされていないと2園から伺いました。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 わかりました。現在はそういう徴収が保護者になされていると。それが1 0月から具体的にどのようになるのか。さっき国の制度についてお聞きしました けれど、岬町ではどのようになさるのか。改めてお聞きしたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 岬町の町立保育所、幼稚園につきましては、10月1日より保育料、 入園料が無償化されるというのは、広報、各保育所でも通知、広報させていただいているところでございますけれども、現在こちらのほうで予定しておりますのは、保育料と食材料費、こちらも合わせて無償として進めさせていただく、検討させていただいているところでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これは年齢問わずというように理解をしてよろしいですか。公立の保育所 と幼稚園についてお聞きします。 松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 おっしゃいますように、年齢につきましては、ゼロ歳から5歳までを対象としておりますけれども、同時に第2子以降無償化も併用して、制度として行っておりますので、その際に有償となる場合が考えられますので、全員が無償という解釈をしておりません。ゼロ歳から2歳児については、先ほどおっしゃいましたように、一部の階層につきまして無償化されておりますが、それ以外の階層の方については有償となっておりますので、その分について追加させていただいた次第です。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 ゼロ歳から2歳については、先ほどお聞きしていた年収360万円未満相 当世帯の方以外は無償にはならないということなのですね。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 そのとおりでございます。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 そういうことなのですね。ただ、ゼロ歳から2歳について、食材費については、どのような扱いになさるのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 ゼロ歳から2歳につきましては、保育料の中に食材料費は含まれて おりましたので、引き続き、その解釈で考えております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 ということは、複雑ですね。3歳から5歳と、それから年収360万円未満相当世帯のゼロ歳から2歳については、保育料、食材費とも無償、そして、それ以外、ゼロ歳から2歳で年収360万円以上の方については保育料も食材費も徴収するという理解でいいのですか。食材費は、主食と副食ありますけども、全部徴収するということでいいですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 お見込みのとおりです。ただし、そのお子様が第2子であった場合 には無償の制度が適用されます。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 それは、とても不公平ではないのでしょうか。ゼロ歳から2歳の保育料って、3歳から5歳の保育料より大分高いですよね。それは所得によりますけどね。

もともと国の制度そのものが私はおかしいと思っていますけど、おかしかったり、物すごい不公平があったりすると感じていますけど、部分的にでも子育て世代を経済的に支援するものという点については私は前向きに評価しているのですよ。ですけど、例えばゼロ歳から2歳の食材費について、もう少し負担を軽くすると。食材費については何とかとか、そういうことはお考えにならなかったのでしょうか。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 ゼロ歳から 2歳までの食材料費、主食、副食も合わせて 10月以降は別に徴収するというわけではなくて、今までどおり、保育料の中で含まれて徴収させていただくという理解でお願いしたいなというように思います。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 だから安くはならないのでしょって聞いてるのです。 3歳から 5歳は、食材費も無償になりますでしょ。だけど、そこは岬町の努力によるところが大きいではないですか、特に食材費については。国が公定価格の中に食材費は入れてないのだから、岬町として持ち出ししてでも支援しましょうということでしょ。だけど、ゼロ歳から 2歳については、もう全くの恩恵がなくなる、第2子は恩恵受けますよ。けど、それ以外のところは今までと変わりない、恩恵がない。いわゆる消費税の増税という負担だけが押しつけられるわけではないですか。生活していたら、あちこちで買い物したら、増税の影響受けるでしょ。ゼロ歳から 2歳は、一定の所得以下の方以外は全く恩恵がないということになりますよね。その点についての努力を岬町としては考えなかったのかなということを聞いているのです。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 委員おっしゃるとおり、今回、3歳から5歳までのお子さんに対して、国は無償化にするというお話です。今後、国の制度がどうなっていくか、今後も検討される部分かなというように思っていますし、また、ゼロ歳から2歳までについても無償化の動きになるよう、自治体としても要望もしていきたいと思っています。ただ、国が考えているのは、今回、3歳から5歳までの無償化とあわせて、ゼロ歳から2歳までの部分につきまして、一定ですけれども、プレミアム付商品券の対象ということで、ゼロ歳から2歳までの対象となる世帯については、プレミアム付商品券の購入ができるという制度もあわせて国のほうが制度として行いますので、国としては、その分、ゼロ歳から2歳の部分については、

一定カバーしているというように私は認識しているところでございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 あなたの認識は少しおかしいのではないかと私思います。今、プレミアム 付商品券のことおっしゃいましたけど、それでカバーができるような保育料なの でしょうか。特に、ゼロ歳、1歳、2歳、小さいほど保育料高いではないですか。 それをいっときのプレミアム商品券を渡したから、それでというのは、ちょっと 理屈に合わないと、私、今の説明聞いていて思ったのですけど。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 それが全てカバーできるとは一切思っておりません。一定、国は そういうような理由で、プレミアム付商品券の実施も行っているというように国 については、その部分を認識しているということで、全てカバーできるものとし て認識しているわけではなくて、ゼロ歳から2歳の分については、今後も国のほ うで制度化していただくよう、要望していきたいと考えております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 要望はぜひしていただきたいと思います。ただ、プレミアム付商品券は、 これはもう焼け石に水としか言いようがないと、私は思っていますから。お立場 上そういうことをお答えになるのはご自由ですけど、私は、もうこれは滑稽とし か言いようがないというふうに、これは松井部長に対してではなくて、国のやっ ていることに対して思っているということを改めて申し上げておきたいと思いま す。

それから実際の保護者負担がどうなるかということをお尋ねしていたわけなのですが、私立の幼稚園については、どのようになるのか。お聞きしてもよろしいでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 現在、岬町内にございます2つの私立幼稚園に、ご意見改めて伺いましたところ、10月以降の対応について、1園では10月以降、給食費をとることを考えていらっしゃると。もう1園は、10月から3月までの間はとらない。4月以降について検討するというお答えをいただいております。ただし、金額等については、現在検討中であるということでございました。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ちなみに給食費を10月から、給食費という名目で、今までも実質の給食

費は保護者に負担してもらっていたということでしょうけれど、給食費という名前で徴収することになる園は、海星と教円のどちらか、参考までにお聞きをしておきたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 現在、給食費を徴収すると伺っておりますのは、教円幼稚園さんです。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 先ほど公立保育所についてお尋ねしていましたけれど、公立の幼稚園についても、保育所の3歳から5歳児と同じような扱いということになるのかなと思うのですけど、授業料、それから給食費については無償という認識でよろしいのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 おっしゃいますとおり、公立の幼稚園につきましても、保育料、給 食費といたしまして、両方とも無償と考えております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 これまでのところで、保育所や幼稚園の保護者負担がどうなるのかという ことについては、おおよそ理解ができました。それ以外の施設利用給付について お尋ねをしたいと思います。

これは委員会資料49ページの大きな2番というところで、子育てのための施設利用給付の創設ということで、これまで公費投入の対象でなかった施設についても、無償化の対象とするということが書かれているということなのかなというように思うのですが、岬町内では、この子育てのための施設利用給付を利用できる施設はどんなところがあるのか、お尋ねをします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育で支援課長 おっしゃいます施設につきましては、例えばこの中にございます預かり保育事業ということであれば、私立の2園でも対象となります。そして、一時預かり事業、こちらも保育を必要とするご家庭、世帯の方については対象となりますが、たまたまご利用されるような緊急な一時的な利用については対象となりません。ファミリーサポート事業と書かれている分につきまして、こちらは、あくまでも保育を必要とする児童の保育に対する経費に対して給付が行われますので、よく使われますファミリーサポートセンターの事業の中で送迎部分だけで

は対象とならないと考えております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園に該当するものは、 現在は岬町ではない、新制度にまだ移行していない私立の幼稚園はないと理解し たらいいですね。

それから認可外保育施設についてはいかがでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 認可外保育施設につきまして、岬町内で現在確認されておりますのが、2施設ございます。1つは、花水木保育所、そしてもう1つはヤクルトの保育センター、こちらの2施設を確認しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これらの施設を利用するときに保育が必要であるというような判断をされた場合については、先ほど来の無償、年齢とか年収とか条件ありますけど、無償の対象になるということですね。何か物すごく複雑ですね、これ。事務が大変だろうなというように、今聞いていて思ったのですけどね。そうしたら、例えばファミリーサポートセンター事業を利用しておられる方で、今聞いたところで、送迎は対象にならないと。だけど、保育の必要性が認められた場合、認定を受けるということになるということだと思うのですけど、その子どもの利用については、年齢とか所得が該当しておれば無償の対象になるということなのですね。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 おっしゃいますように、一定の条件、保育を必要とするという条件 をクリアすることがまず前提になります。例えば、この保育といいますのも、協力会員、つまりお預かりいただく会員さんのご自宅で預かっていただくというのが前提になるのですけれども、それに送迎を加えた分、例えば学校から、その方のご自宅に迎え入れて保育をされて、改めて、そのお子さんのご自宅に送迎される。ですから保育と送迎を併せたものでしたら、こちらは対象になるという小分けもされております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 複雑ですね。一時預かり事業の中で、緊急一時的な利用は対象外というようにおっしゃいましたけれど、緊急一時的に保育の必要が生じるということはあるのではないのかなというように思うのですけど、それはどうして対象外なので

しょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育で支援課長 この場合、緊急一時的なと表現させていただきましたのは、例えば 保護者の方が、今日はリフレッシュのためにお買い物に出られるとか、緊急なご 病気になって、その時間帯だけ、ご本人さんを含めまして、誰かの付き添いに行 かなくてはいけないであるとか、急な冠婚葬祭であるとか、そういう形で、長時 間、何日かにわたって保育をする必要がない場合を想定しておりますので、です から、状態として、例えばご両親が共働きで、おうちに帰られても幼稚園児であ るとか小学校就学前の児童が一人留守番しないでいいような状況が長く続くとい うのを想定した預かり事業を考えておりますので、それ以外では対象にならない と考えております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 それはそういう考え方にする理由としては、保育の必要性の認定というか、 判断をする必要があるからということでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 おっしゃいますように、保育の認定があるかどうかというのがまず 判断基準につながりますので、認定されたお子さんに対しての補助ということに なります。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 さっき一時預かり事業の緊急一時的な利用の中身として、リフレッシュの ために子どもを預けてということだとか、本人やご家族で病人が出た場合、また 冠婚葬祭。リフレッシュのためというところは微妙なラインかなとは思うのです けど、私はリフレッシュのためであっても、そこはいい子育てができるために支援が必要だというように思っているのですけど、病気とか冠婚葬祭のために子ど もを預けなければならなくなったというのは、一時的ではあっても、これは保育 に欠くというように判断できるのではないのかなと思うのですが、例えばそういうことが急に発生して、遡って認定を受けて、利用料については該当すれば免除 されるというような運用も可能なのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 現状のところ、遡っての適用というのは考慮していないところです けれども、通常であれば、まず認定ありきというのが、理解していただきたいと ころでございまして、常態として、お子様が一人で過ごす時間をなくす、保育を 必要とする時間を充実させるということが目的でありますので、一時預かり事業 としてご利用いただけるわけですが、無償化の対象とするには保育の常態として は認定が必要であると。それ以外の方については有償で利用いただくについては やむを得ないと考えております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 そうしますと、例えば一時預かり事業だとかを利用しようと考えた場合は 認定を事前に受けておく必要があると。利用の仕方としては、例えば1週間に1 回とか、単発であったとしても認定を受けておく必要があるということですね。 松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 おっしゃいますように、事前の認定を必要といたします。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 わかりました。これ非常に複雑なので、この制度の周知を、新たに対象に なる方も出てきますから、周知をしっかり行う必要があるかと思うのですけれど、 そのあたりはどのようになさるのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 各保育所、幼稚園に対しまして、まずはチラシ等で概要について配布させていただきまして、周知させていただいております。そしてまた、町の広報紙、ホームページも通じまして、周知に努めているところでございますが、やはりどうしてもお子様の利用の仕方によって、午前中は幼稚園、お昼からは預かり保育というような複数の形態もございますので、そういう複雑な組み合わせが必要となる方については、各自ご質問いただいた際に1件1件お答えさせていただいております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ご苦労なところと思いますけど、ぜひ丁寧な周知を要望しておきたいと思 います。

それで先ほど、新たに対象になる施設の話をしておりました。委員会資料で申し上げますと、50ページの下の四角の中ですね。子育てのための施設利用給付新設というところに該当するのが先ほど来お聞きしていた施設であろうというように認識をするのですけれど、それらの施設は、これまで、こういった無償化だとか公費を投入してという対象ではなかったというように思うのですね。岬町内

で不安視するようなところは現時点ではないというように私は思っているのですけど、ただ、特に都心部なんかでは無認可保育所だとか、大阪でもファミリーサポートセンターで死亡事故があったりとか、本当に子どもの命が危険にさらされるというような劣悪な環境で運営をしている施設というのも全国を見渡せば事実として存在しているわけですね。それで今後、岬町内にそういった施設が進出してくるとはちょっと考えにくいのですけれど、きちんとルールとしては、そういったことがないように定めておく必要があるというように思っているのですけど、そのあたりについて、岬町としては、何らかの規制といいますか、そういったことについては、条例の中等で対応されているのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 ただいまおっしゃいました認可外保育所であるとか、その届出等の 確認につきましては、泉佐野市に本部を置いております広域福祉課で行っており ます。そちらで認可であるとか、また監査もとり行っております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 岬町内の施設で、そうしたら広域福祉課から実際に調査に入られたという ことはありますか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 広域福祉課からは、新設された事業所であれば、なるべく早い時期 に行うと。監査、指導を行うと伺っておりますので、実際に町内施設にも来られ たという情報も聞いております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 私は決して運営上心配をしているものではないのですけれど、認可外保育 施設というのは、やはりなかなか目が行き届きにくい、一般的にそういう施設で あるというように思うのですね。それで岬町内で先ほど2カ所上げていただきま したけれど、この2カ所には2カ所とも、広域福祉課のほうから状況の確認といいますか、調査といいますか、そういうことはなされたのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 こちらの2施設について、運営の内容についての確認をとっている という報告は受けております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 たしかこれ、年1回調査に入るという決まりがあったかなというように思

いますので、きちんと調査、それから運営状況の確認がされている、基準の確認がされているということのようですから、その点について、改めて安心したところであります。

それで、私さっきから言っているのは、こういう、これまで対象になっていなかった施設に対しても公費を投入するということになりますから、これは国がお墨つきを与えたというように見られかねないものだと思うのですね。例えば物すごく劣悪な環境で保育をしているというような無認可保育所であったとしても、公費を投入して該当する子どもたちに対しては無償というような利用ができたりするわけですから、ちょっとこのことには一定の規制が必要だというように私は思うのですよ。それで、よその自治体で、政府が決めている無認可保育施設だとかに対して指導監督基準というのを設けていますね。それを満たしていない場合は、5年のうちに満たせるようにしてください。でないと、この施設の利用給付の対象から外しますよというような対応をとっているところもあるのですけど、岬町では、ちょっと条例、私も見せてもらったのですけど、ちょっとそういったものは見受けられませんで、私が、よう見つけなかっただけかもしれないのですけど、そのあたりについては、何らかの検討なり、対応なり、なされたのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 ただいまおっしゃいました件につきましては、本来の子ども子育て 支援法のほうで、5年の規定というのは設けられておりますので、それに基づい て管理監督、指導等について行うということになっております。

ですので、その制度自体が平成27年度から開始となっておりますので、現状まだ、5年が経過していないということもございますので、それで現状でも継続中、条件としては指導であるとか、管理監督自体は継続するということでご理解いただきたいと思います。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 おっしゃっておられるのは、子ども子育て支援法の一部を改正する法律の 附則に当たる部分のことかなというように思います。

国が決めている法律に基づいて運用されていることは承知しておりますから、 これに従って、岬町でも運用していく、しておられるということかと思うのですが、 附則の中では、市町村が条例を定めるところにより、こういう5年を経過す る日までの間という条件がつけられるというようになっているのですね。今、お聞きしたところでは、2015年度から、平成27年度から、そのような運用がされているということなので、岬町でも既に条例の中に、このことがうたわれているというように理解してよろしいのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長そのようにご理解いただきたいと思います。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 本来は5年の経過措置なんて、設けるべきではないと、私は思うのですよ。 子どもの過ごす場所が安全でないというような状況が少しでもあるようであれば、 そこに公費を入れることそのものがおかしいと、私は思っているのですね。

ですけれど、まあまあ5年間の間に改善をしていただきましょうという規制が かけられているようでありますから、また、岬町は実態においては、例えば、保 育所で子どもが預けられないよう状況が発生しているわけでもありませんので、 そういうところは多少緩和をしてでも、子どもを預けるところをつくらないとい けないという状況があるので、それもあって、この5年間というのが設けられて いるわけなのですよ。

岬町については、そういったことはないというように、私は思っていますので、 5年間の、こういった条件も必要ないのかなというようには思うのですが、よく 実態を把握をしていただいて、調査にもきちんと入っていただいているようです けれど、5年間が経過した後には、あの点検も含めて、きちんと運用していただ けるように、改めてお願いをしておきたいと思います。

この件にかかわって、最後の問題、お聞きしたいのですが、お金の問題でね、10月からの無償化で、岬町にとっては、これは大抵の市町村にとってなのですが、財源にゆとりができる状況が発生するのです。というのが、例えば、先ほど来の説明の中で、第二子以降の無償化だとか、町独自の施策の減免制度を行っているものだとか。あとは岬町が設定をしている保育料というのは、国が設定している保育料の公定価格より低く、これは独自の努力なのですよね。低く設定しているわけで、国からたくさんのお金、今、岬町が支出している経費よりもたくさんのお金が、この10月から入ってくるわけなのです。そこのことによって、財源としてはゆとりができるということになりますけれど、その新たに生まれる財源としては、合計幾らぐらいであるのか、岬町の実態についてお尋ねをしたいと

思います。合計で結構です。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育で支援課長 ただいまおっしゃいました金額につきまして、現状で把握しているものといたしましては、今回、一般会計補正予算の第4次で計上させていただいている金額を考えております。児童福祉費負担金といたしまして、国庫支出金、国庫負担金、児童福祉費負担金といたしまして345万3,000円、そして、及び児童福祉費補助金といたしまして1,587万9,000円、総額ではございますけれども、この金額を予定しております。

松尾委員長中原副委員長。

- 中原副委員長 そうしますと、今お聞きした1,900万円程度というように理解をした らいいかなと思います。これはあくまで、ある時点を基準にして計算したもので すので、実際とは違いが出てくるとは思いますが、大きな違いにはならないとい うように思います。
 - 1,900万円というと、なかなか大きな金額になりますが、これはどこに使っていこうというお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

松尾委員長どなたが答えられますか。

松井部長。

松井しあわせ創造部長 先ほどの、その金額につきましては一般財源という形で会計上、 処理されますけれども、保育所運営上、人件費、また、給食の賄い材料費等にも 充当されるものと思っております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 この無償化によって生まれる際限は、やはり子育て支援の充実に使うべきだというように思います。それで、食材費のことなのですけど、食材費といったときに、主食費と副食費がありますね。それで今回、国の提案としては、副食費についても保護者負担にしましょうということが言われているわけなのですよね。以前から主食費は保護者負担というようになっていましたけど、従前は副食費については、保護者負担がなかったのですけど、今回、保護者負担にしましょうと、負担してもらってくださいということになっているわけなのですよ。

その点で、岬町は、この扱いをどのようになさるのか、改めて確認したいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 今回、給食費、食材料費、主食費及び副食費につきましては、無償 化で対応していきたいと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 これは非常に前向きな努力なのですよ。大阪府下でも本当にまだ、幾つか しか、このような方向性を打ち出しているところはないはずなのですよ。よその 自治体の対応なんか、つかんでおられますか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 全ての団体にお伺いするのは、時間的に余裕がございませんでした ので、何団体かお聞かせいただいております。例えば、無償化につきましては、 岬町以外に3団体伺っておりまして、それ以外の団体であれば、主食のみを徴収 する団体、副食費のみを徴収する団体と、足並みはそろっていないような状況を 聞いております。

特に副食費を4,500円として、国が示している金額を徴収するという団体は大ざっぱな言い方で申し訳ないのですけど、割と多いと感じております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 私も今、お答えいただいたような印象を持っています。つぶさに、全ての 団体の状況を存じ上げているわけではないのですけど、この主食費も副食費も無 償にすると、もちろん所得の制限はありますけれど、今回の10月からの無償化 に伴って、こういった運用に変えましょうというような決断はね、非常に前向き な決断だというように、私、思うのですよ。

恐らくそういったあたりにも、先ほど、浮くとされる1,900万円を充当するということはあるのかなというようには思うのですけれど、これは大いに宣伝をしていただける、岬町の大きなPRポイントというように、私はなるというように思いますので、ちょっとこれ説明するのがややこしいですけど、主食とか副食とか、でも給食費についても完全に無償にするんだというのは、非常に画期的なことなのですよ。

何か、こうあっさりと説明をされますけどね、これはすごく自慢していいことだというように思いますし、恐らく、よその自治体も、そのようになっていくのではないかなと、徐々に拡充されていくのではないかなとは思いますけれど、これは大いに自信を持って胸を張っていただきたいなというふうに思う点であります。

それで、浮いた1,900万円を、恐らく食費の中にも充ててということもあるでしょうが、子育て支援の拡充のためにということで、ぜひ使い道については、よくご検討をいただきたいというように申し上げておきたいと思います。

お聞きしたいことは、以上だったかなと思います。ご協力ありがとうございます。

松尾委員長 谷﨑委員。

谷崎委員 ちょっと数字だけ押さえたいんですけども、至近断面で岬町が補助できないとしている、ゼロ歳から2歳の第一子の、いわゆる360万円未満の該当人員と年間負担総額想定は、幾らぐらいですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育で支援課長 まず、こちらゼロ歳から2歳児の総合計の人数からお示ししたいと 思うんですけれども、現在、淡輪保育所で57名、そして、深日保育所で19名、 多奈川保育所で10名の方がゼロ歳から2歳児の該当となっております。

そして、今回、9月に改めて保育料の換算しておりますので、このうち対象とならない方というのは、この一部になりますけれども、申し訳ございません。今回、算定しておりませんので、人数だけでお願いしたいんですけれど。

松尾委員長 谷﨑委員。

谷﨑委員 1人当たりの年額で、幾ら相当ぐらいになりますかね、ゼロ歳、2歳。 松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 3歳未満児につきましては、各10階層まで基本的に想定しておりまして、一番高い10階層の方で標準時間で5万500円、そして、第1階層、こちらは生活保護世帯になりますので、ゼロ円ということになります。ただし、実際にお金を払っていただいている方、第2階層、こちらが市町村民税非課税世帯となっておりまして、標準時間で4、400円、いただいております。

松尾委員長谷崎委員。

谷崎委員 一度想定で年額、また、資料をいただきたいと思うのですけども、出せますかね、先ほどの。ゼロ歳、2歳と360万円未満とですね、第一子。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 それでは、改めて、先ほどご質問ありました資料につきまして、ご 用意させていただきます。

松尾委員長 谷﨑委員。

谷崎委員 それほど大きな額でないので、十分町で対応できる額ではないかなと思うので すけども、いかがでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 金額出した上で、再度、検討させていただきたいと思います。

松尾委員長谷﨑委員、結構ですか。

谷﨑委員 はい。

松尾委員長その他、委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長、賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 賛成しましょう。

松尾委員長 反対の方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 10月からの幼児教育・保育の無償化、無償化そのものには賛成なのですけれど、この制度そのものは、問題を含んでいるというように考えております。 最大の問題は、財源が消費税であることだというように、私は思っています。

子育て支援の拡充をさらに図っていこうと思えば、さらに増税をするのですか ということで、これは国の財源構成といいますか、財源の考え方を改めていただ く必要がある問題ですけど、消費税とは切り離して子育て支援の純粋な財源とし て、こういった子どもたちの保育の無償化を図っていくべきだということは、改 めて申し上げる必要があるというように思います。

財源に、そういった問題がありつつ、限られた方々とはいえ、大きな財政的な支援になるというように思いますので、賛同する立場でありますけれども、先ほど来、確認いたしたところ、ゼロ歳から2歳までと3歳から5歳、そしてまた、そのご家庭の所得によって大きな差が生じるということでありました。

また、大きくは3歳から5歳の年代の子どものいる家庭については、もちろん 大きな子育て支援になるわけですが、その後、小学生以降は無償化の恩恵がなく なって、消費税の増税の負担だけが残るというようなことになってしまいますの で、さらに消費税の財源とは切り離して、さらに子育て支援策を拡充していくということを、ぜひ岬町からも国に対して機会あるごとに求めていただきたいというように思いますし、あわせて、先ほど谷崎委員から言及がありました、ゼロ歳から2歳についても、岬町独自の施策として、年齢を問わず完全に無償化を実現する努力についても、ぜひ模索していただきたいと要望申し上げて賛同したいと思います。

松尾委員長ほかに賛成の方で、討論に参加される方いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第54号について、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

松尾委員長満場一致でございます。

よって、議案第54号は、本委員会において可決されました。

議案第56号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 この議案を改めて、いろいろ見てるのですが、少しわかりにくくて、実際に公布される印鑑証明について、特に変更はないのかなと思うのですけども、何か変わるものがあるならば、ちょっと教えておいていただこうかなと思います。お願いします。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 今回、印鑑証明書に旧姓を表示、併記しようと思えば、まず、住民票の旧姓併記の登録申請をやる必要がございます。それの後、戸籍謄本等で

旧姓の確認をやった上、印鑑登録の中に旧姓が併記されると。その旧姓の併記とあわせまして、もちろん旧の氏、旧姓を組み合わせた印鑑も登録できると。その際は、もちろん登録印鑑というのは、1人一つだけになりますので、希望者だけが、そういう選択を得れるという形になります。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 いろいろ手続はあると思うのですけども、旧姓を尊重するというのが趣旨だと いうことで、よろしいのですね、違うのかな。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 今回の旧姓併記の趣旨としましては、やはり女性が社会の中で働いておられる方がたくさんおられると、そのさまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくするという趣旨で住民基本台帳法の施行令の一部改正が行われたということでありますので、それに合わせて印鑑登録についても併記できるようにしたという趣旨でございます。

松尾委員長よろしいですか。

その他、委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

竹原委員、賛成ですか。

竹原委員 はい。

松尾委員長 反対の方はいらっしゃいますか。

それでは、竹原委員、よろしくどうぞ。

竹原委員 ただいまの質疑に関しまして、女性の社会進出というのを勧める立場から答弁 をいただきましたということで、賛成の立場で討論させていただきました。

松尾委員長それでは、これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号、岬町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原 案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

松尾委員長満場一致であります。

よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。 お諮りします。

12時近くになってまいりましたので、休憩をとりたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長それでは、暫時休憩とします。

再開は13時から行いたいと思います。

よろしくお願いします。

(午前11時55分休憩)

(午後 1時00分再開)

松尾委員長それでは、会議を再開します。

認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算の認定ついてのうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

松尾委員長わかりました。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の資料の55ページから61ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 少し細かいですけど、数字がちょっと違うので、お聞きしたいのですが、資料 の55ページ、節1児童福祉費負担金、下のほうの学童保育保護者負担金滞納分、 学童保育おやつ代等滞納分、これ両方ともですけど、これが、額は、そんなに大きくないと思いますけど、前年と比べると、ちょっと倍になったり、3倍、4倍になったりしているのですけど、これ何かあったのか、もちろん滞納増えたのですけど、急に伸びているので、何かあったのかなと思うのですが、ちょっと説明お願いします。

それともう一つ、同じページの目3衛生使用料、ここで節1保健衛生使用料、 墓地使用料とあるのですけど、これも6万9,880円、これも前年と見比べる と、前年がゼロだったのですね。これ何の使用料増えたのか、ちょっとその2点、 先に説明、お願いします。

松尾委員長寺田課長。

寺田子育て支援課長 1点目の学童保育おやつ代等滞納分について、ご質問でしたので、 お答えさせていただきます。

今回の分につきましては、実際には滞納された方に徴収、督促は行っていると ころですけれども、年度内に納めていただけなかったことで、金額的には倍額、 増額したような形になっております。

ただし、その以降についても督促は続けておりますので、ご了解いただけますでしょうか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 墓地使用料につきましては、平成30年度、岬だより9月号により淡輪墓地4区画の募集を行いました。その結果、3区画分が売れましたので、その金額を計上しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 今の件、わかりました。

もう一つあるのですけど、56ページ、目1の民生費国庫補助金のうち節3老 人福祉費補助金、これ結構大きな額になっているのですけど、これをちょっと見 比べてみたら、前年度と桁が違うのですけど、ちょっとこれの中身、説明してい ただけますか。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 この地域介護・福祉空間整備等交付金につきましては、地域 密着型サービス事業施設の利用者の安全確保の観点から防災改修等支援を図るため、改修が必要となった事業所に補助、10分の10国庫補助となるものです。 それの改修支援の内容となっております。

対象施設としましては、グループホームなぎさに対しまして669万6,000円。小規模多機能型居宅介護ひらりに対しまして、補助金333万4,000円という工事に対する補助金という内容になっております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 今、防災とおっしゃいましたかね、これ去年が88万4,000円になってい たのやね。えらい額、大きく違うなと思って聞いたのですけど。その防災の対策 のための工事というのは、去年、何かあれか。特に必要になったからいうことな のかな。それで今年だったということですかね。やることですかね。

松尾委員長 南課長代理

南福祉課課長代理 こちらにつきましては、事業所のほうから申し出のありました対象の 工事を審査の上、補助をするということになっておりまして、平成29年度につ きましては84万4,000円の規模の工事を補助したというところでございま して、平成30年度につきましては、少し大きな規模の工事の対象ということで、 グループホームなぎさにつきましては、外壁の防水やとか、台所、便所、エレベ ーターの改修ということで669万6,000円の補助を行いました。

もう1点のひらりにつきましては、外壁や軒天の防水の工事の改修工事につきまして、補助したというところでございます。

松尾委員長そのほか、委員さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料の55ページ、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民 生費負担金、節1の中で一時預かり事業保護者負担金について、お尋ねをしたい と思います。

これは保護者の負担金ということで、利用者が増加傾向にあるのかなというように、ここ数年の歳入、調定額見ておりますと、そのようにお見受けをしております。

利用者数を、2018年度の利用者数、半日利用と1日利用の利用者数をお聞きしたいと思います。

それで、まずそれを聞こう。

それから、もう一つ、款13使用料及び手数料の項1使用料、目4土木使用料のコミュニティバス運賃にかかわって、利用者数の実績をお尋ねいたします。2018年度中の基本路線と乗り継ぎ支線の利用者数をお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、今のコミュニティバスの運賃の三つ下、個人番号カード、 再交付手数料にかかわって、個人番号カードの交付数、累計で、現時点でいかほ どになっているか、お聞かせください。お願いします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 まず、お尋ねの一時預かり事業利用者数でございます。こちら前年 度分につきましては、半日分の利用者が延べ人数で149人となっております。 1日分が124人となっております。ちなみに、その前年度と比較いたしますと、 半日分で36.7%の増となっております。そして、1日分では、前年度が14 2件でしたが、逆に87.3%、22.7%の減となっております。

松尾委員長 计里課長。

辻里生活環境課長 コミュニティバスの利用者数ですが、基本路線11万9,090人。 乗り継ぎ支線1万1,564人、計13万654人です。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 マイナンバーカードの交付数なのですけれども、令和元年7月 1日時点で、岬町2,554枚、交付率が15.8%という形になっております。 松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目にお答えをいただいた一時預かり事業について、さらにお尋ねをい たします。

前年度、2017年度にですね、2016年度と比べて一気に利用が伸びて、 そこから総数としては、さらに伸びたなというようにお見受けしております。これは、午前中にいろいろお聞かせをいただいた、子ども・子育て支援法の改定に伴って、一部利用者負担が発生しなくなる、保護者負担が発生しなくなるというケースもあるのかなということを考えた場合に、今後さらに増えていく可能性が考えられるのではないかなというように思います。

昨年度においては、一定の伸びはありましたが、前年度のところでお断りしないといけないような状況ではないとお聞きしてましたけれど、昨年度についても、そういう状況で、現在までのところも特に重なって、申し込みが多数になってお断りしないといけないというようなことは発生していないでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 お尋ねの件につきましては、基本的に一時預かりの要領では、1日当たりの定員は、おおよそ4名ということで決めておりますが、お申し込み多数の場合は、保育士を増員して対応しております。ですので、お断りすることのないように努力しております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今のお答えだと、保育士さん、必要があれば一時預かりのスタッフになっていただくように、保育士さんを増員してと、お断りしなくてもいいようにしている。事実として、お断りするような案件が発生していないか、いるか、そのあ

たりはいかがですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 イベント等を行った場合に、多数の方がご来場いただき、そして、 お子様を預かっていただきたいということはございますけれども、その際には、 スタッフのやりくりで、お断りしないように通知しております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長その通知どおりに運用されているかどうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 実際に、以前に、1日当たり、半日ですね、半日で同時に27人近くということがあったようなんですけれども、ただ、その場合にも、実際に子育て支援センターのスタッフのほうで対処しておりまして、また、その年齢によりまして必要な保育の担当のものも、対象の人数は変わりますので、そのあたりは配慮しております。ですので、現状で断ったという報告は受けておりません。

中原副委員長わかりました。ありがとうございます。

松尾委員長 副委員長、よろしいですか。

中原副委員長 このページはよろしいです。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 55ページのコミュニティバス運賃のところで、重ねてお聞きさせていただき ます。

ただいまの中原委員とのやりとりの中で、基本路線が11万9,090人、乗り継ぎ支線含め、支線が1万1,564人で13万654人とお聞きしたら、支線から基本路線に乗りかえても100円でというのはわかるので、基本路線だけの収入で見たら100円なので、1,190万円ぐらいあっていいのかなと思うのですが、これは、いろいろな各割引があって、収入が減っているのかなと思うのですけども、その点、どういう割引があって、どれぐらい利用されているのかというのがつかんでおられれば、お答えいただきたいのですが、お願いします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 現金収入としまして706万9,935円を収入しております。

あと、回数券販売がありますので、回数券としまして33852, 000円で、あと前回の、大新東の、旧回数券がありますので、その分が5, 100円、併せて1, 04557, 035円となります。

以上です。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 回数券を販売するということは、先にお金をもらうのかなと思うのですが、そ うしたら、もっと収入があるのかなと思うのですけども、回数券はどのような感 じでしたか。10枚で1枚ついてくるとか、それぐらいの割でしたか。

松尾委員長 计里課長。

辻里生活環境課長 1,000円券で1枚の無料券、2,000円券で2枚となっております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 そうですね、そうしたら、少し見方を変えまして、たしか子どもさんは半額だったのですよね。違うかったかな。100円、50円で乗れるということですね。 多分そうだったのかなと思うのですけど。

松尾委員長お聞きしますか。

竹原委員 この割引制度というのが、ちょっとおさらいで申し訳ないのですけど、子ども を連れてたら親が無料とかあったのかな。確かそうでしたかな。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 小さい子どもさんの付き添いの方は無料になります。あと障害者手帳 を持っている方も無料となります。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 はい、了解しました。

料金収入でしか、ここ1,000万円上がっているところなんですけども、いろいろ調べても料金収入しか収入がないところで、コミュニティバスについて、中刷り広告なり、外周りに広告を張るなり、そういうような作業というのはされましたか、どうでしたか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 バス賃金以外の新たな収入として、バス車両への広告掲示を予定して おりますが、外側のボディにこだわらず、車両の有効活用を図って、中にも広告 掲載ができるよう、掲載要領を含め、早急に取り組んでまいりたいと思います。

竹原委員 はい、了解しました。

松尾委員長ほかの委員さん。

反保委員。

反保委員 少しお聞きをいたします。59ページの、後ほど、また自殺の対策計画というのは後で出てくるみたいですけど、ここで地域自殺の強化交付金2万3,000円とありますけど、どうです、警察の生活安全課のほうで、ちょっとの間、ご一緒させてもらったことがあるのですけど、自殺をされる方は大阪市内、あるいは堺市内で住んでいる方は、そういった場所では自殺をせず、景色のいい田舎のほうで、静かなとこを選んで、勝手に決めて、そういう場所にたどりつくと、ということは岬町は非常に適している自殺の場所だったということを警察でお聞きしましたけど、毎年、自殺者は、この中でも載ってますように、2、3人の自殺者がおられるということですけど、補助金自体が2万3,000円で、どれだけ後の始末に費用もかかるでしょうし、一人で自殺者を介護するわけにいかないし、もっともっと費用もかかると思うのですけど、この2万3,000円というのは、ちょっと低いように思うのですけど、いかがなもんですか。

松尾委員長川井所長。

川井保健センター所長 委員ご質問のこちらの金額ですが、自殺対策緊急強化事業につき ましては、保健センターにおいて、自殺予防の啓発事業に使っているものになり ます。

2万3,000円につきましては、こころの体温計という、自殺予防のためのシステムを導入いたしまして、インターネットを使い、住民の方にアクセスしていただいて、ストレス状態とか、そういったものを簡単にわかっていただくものになります。

そちらのほうから、まず、ご本人様、ストレスについての状況を知っていただき、必要があれば専門の相談機関等の情報を掲載しているものになります。

岬町のホームページのほうからもアクセスできるようになっておりますもので、 こちらのほうの委託費が4万6,000円、その2分の1の2万3,000円が、 こちらの補助金となっております。

現在、こころの体温計へのアクセスにつきましては、総アクセス数、昨年度につきましては2、655件となっております。

委員ご質問のそれ以外のことについては、申し訳ありませんが保健センター所 管の内容ではございませんので、ご了承ください。

松尾委員長 反保委員。

反保委員 それでは、ここのまた、別口ですけど、ここの資料に載ってる2、3人という

のは、この岬町の方を対象に人数を数えているのでしょうか。それとも、町外を 含めて、この自殺者の人数を当たっているのでしょうか。

松尾委員長 反保委員、これまた協議会で、またやることになっていますので。

反保委員 協議会やけど、一応、この自殺に対してね、強化の交付金ですから、先ほど来、 2、3人の自殺者がおられると、年間に、なっておりますけど、これは岬町内の 人数を捉えているのか。あるいは、1年間、町外の方含めて、自殺者を対象に強 化交付金が発行されているのか、どちらでしょうかという質問です。

松尾委員長川井所長。

川井保健センター所長 委員ご質問の年間の岬町の自殺者、後ほどまたご説明しますが、 計画のほうに載せさせていただいている2、3人ですが、こちらのほうは警察及 び大阪府から情報提供いただきました、岬町に住民票のある方の人数です。

他市町村の方が、こちらのほうで自殺された人数については、岬町のほうに対して公表はされておりませんので、確かに議員のおっしゃるように、こちら端のほうまで来られて亡くなられる方がいらっしゃるのですが、身元がわかった方につきましては、そちらの市町村の自殺者として計上されているというように聞いております。

反保委員 ありがとうございます。

松尾委員長 反保委員、よろしいですか。

その他、委員さん質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 委員会資料56ページの款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費 国庫負担金の節2の児童福祉費負担金の中にある、子どものための教育・保育給 付費負担金、施設型給付とあるのですが、これは、このお金の中に午前中いろい ろやりとりさせていただきましたけれど、私立の幼稚園の食材費なんかは含まれ ているものなのでしょうか。昨年度予算で、これが何に当たるのかが、ちょっと よくわかっていなくて、すみませんが教えていただければと思います。

同じことで、58ページの一番上にも、これは府の支出金として、子どものための教育・保育給付負担金、施設型給付というのがあるんですけど、これも何を指しているのか、教えていただければなというふうに思います。

お願いいたします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 子どものための教育・保育給付費負担金、施設型給付費につきましては、基本的に職員の人件費に充てられている費用が加算されるベースになって おります。

ですので、その施設、幼稚園なら幼稚園、認定こども園なら認定こども園にいらっしゃる保育士、幼稚園教諭の方の資格等によって加算の値がかわってきます 数字でございます。

そして、同じく府費についても、これは府と国で分担しているお金ですので、 もとの、考え方は同じとなっております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長はい、結構です。ありがとうございます。

引き続いてお尋ねいたします。委員会資料58ページの、これは前のページが 款15の府支出金ですので、項2府補助金、目2民生費府補助金の節1社会福祉 費補助金の一番上に、重度障害者医療助成事業補助金というのが設けられており まして、これは予算額との乖離がやや大きいかなというふうに思いまして、理由 をお尋ねするものです。

それから、同じ項、目、節の2老人福祉費補助金、この一番上の老人医療費助 成事業費補助金についても、お尋ねをいたします。

これは、予算との乖離もあるんですが、それ以前に、ここ数年の決算額と見比べても激減しているという状況で、大体、原因は予想はしているんですが、一応、お聞きを、その要因をお聞きをしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造課副理事 この重度障害者医療費助成事業費補助金という項目ですが、 これについては、申請件数が見込みを、予算との乖離という中で申請件数が見込 み数を下回ったという内容になっております。

申請件数の内容といたしましては、医療費にかかる大きい部分を想定している 内容もありますし、件数が下回ったということになっております。

松尾委員長 松本副理事。

しあわせ創造部副理事 老人医療費のほうですが、昨年度、福祉医療制度の見直しがございまして、老人医療のほうに関しましては、もともと65歳以上の方の医療費に関して助成をするという内容でありましたが、昨年度の福祉医療の見直しにおいて、重度障害の方につきましては、重度障害者医療のほうに移行をされた関係で、

以前よりも金額が落ちております。件数につきましても、以前の3分の1程度の 対象者となっておりまして、その医療費を助成するという形になっておりますの で、当初よりも金額が落ちているという形になっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1件目の重度障害者医療助成事業費補助金、この件なのですが、松本課長がお答えになった福祉医療制度の改定によるものというように思っているのですけれど、これ実際にかかった給付費に対して、府がいくら出すのかという話が、ここに乗っかってきているわけで、実際の医療の必要な状況については、それぞれ個々違うというふうには思います。

対象者についても変化、増えてるというように思うんですけど、何人ぐらい増 えたのでしょうかというのと。

それから、老人医療については、これは対象が3分の1ぐらいに減ったという ことで、人数をお聞かせいただきたいのと。

これは、重度障害で、重度障害をお持ちの65歳以上の方が重度障害者医療の対象に移られたということで、それで、その3分の1まで減ったというようになるのか。それ以外の方も一定数あるのか、数でわかればお聞きしたいというように思います。

それから、残っている対象者、この制度を利用している方の人数もお聞きしたいのですけど、その方々が、要するに経過措置の対象になっている方と等しいというように考えたらいいのでしょうか。お願いします。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 まず、昨年度の制度改正、制度の見直しにおいて、重度障害者医療もしくは、ひとり親家庭の医療に関して、それぞれの対象のほうに移られるという形で制度改正をなされましたが、ひとり親家庭のほうは、対象者が65歳以上の方はいらっしゃいませんで、障害者医療のほうに移られた方が、こちらで、保険年金課でつかんでいる数字としては、224名の方でした。それから少し増えているかどうかは、担当課のほうでないとちょっとわからないのですが、あと、それ以外で老人医療のほうに残られている方ですが、今年の7月末で医療証の一斉更新がありまして、そのときに更新の対象となった方がおよそ100名程度という形になっております。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 重度障がい者医療費の内容について、31年3月末現在の対象者ということで、375名の方がいらっしゃいます。身体障がい者の方が298名、知的障がいの方が64名、精神障がいの方が4名、合併の障がいをお持ちの方が9名という人数になっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 今お答えをいただいた重度障がい者医療費助成制度の対象者の中に、老人 医療から移られた224人という方も含まれているというように理解したらよろ しいのでしょうか。

それからもう1点、老人医療費助成制度の、現在対象となって、経過措置の中で残っている方100人程度ということでありましたが、この制度は2021年の3月末で制度そのものを廃止するということを大阪府が現時点では決めております。そのことに対して岬町から何らかのアクションを起こすとか、あとは、引き続き経過措置が外された後も何らかの対策を打つというようなことについてはお考えでないか、そのあたりについてお尋ねしておきたいと思います。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 昨年、大阪府の福祉医療制度が変わりまして、今、先ほどの 数字は移行された後の人数ということで把握しております。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 まず、老人医療制度につきましては、従前より65歳以上の 方の医療費を助成するという形で実施を続けてきておりましたが、昨年度制度の 見直しということで、経過措置により、平成33年の3月末で終了という形にな ります。こちらについても、本町といたしましても、ほかの公費の負担制度等々 をあわせ、本来でしたら国のほうで公費を負担していただくべきものではないか ということで、国及び大阪府への要望事項としまして、他の市町村と足並みをそ ろえて要望をしております。今後につきましても同じように要望してまいりたい と考えております。

以上です。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長引き続きぜひ要望活動を強めていただきたいと思います。

委員会資料の59ページなのですけど、前のページからの続きで、目3衛生費 府補助金、節1保健衛生費補助金の中にあります新子育て支援交付金、妊婦歯科 検診等とありまして、この内容についてお尋ねをしておきます。これは妊婦健診のときにあわせて行う歯科検診と、それから、以前お聞きしたところ、不妊・不育治療の費用もここに交付金としてあわせて計上されるという、交付されるということだったかなというように思いますけれど、財源の組み方としてはそれで変わっていないのか。

それから、不妊・不育治療については、この前の年度ですから、2017年度については20人利用されたというようにお聞きしていたかなと思います。2018年度の実績をお聞きするのとあわせて、1件当たりの治療費の増額の必要性を私は前から訴えておりましたけれど、そのあたりについて何か変更があったり、今後拡充するといったことはないのか、この機会にお聞きをいたします。

それから、あわせて、今お聞きした項目の二つ下、子ども・子育て支援交付金、 乳児家庭訪問等というようにありますけれども、これは、この事業にかかわって 少しお尋ねをするのが、乳児の状況の把握ですね、そういったことをする機会と して、定期的な健康診断、何歳児健診とかいう機会があるわけですが、そこに来 ない、何らかの事情がおありかと思いますけれども、来ない保護者についても、 岬町においては必ず直接会って話ができているというように把握していいのかど うか、あわせてお尋ねをいたします。

松尾委員長川井所長。

川井保健センター所長 まず、新子育て支援交付金、妊婦歯科検診等につきましての財源 構成については変わりませんが、この項目の中に、委員おっしゃるように、妊婦 の歯科検診、あと不妊・不育の治療費助成、そのほかに産前産後のヘルパー派遣、 昨年度につきましては、その中に市町村幼稚園・保育所等巡回支援事業というも のも入ってきております。

まず、不妊・不育につきましては、昨年度、2018年度の実績につきましては17名の方に補助をしております。新規の方が7名、再度の申請の方が10名となっております。

確かに昨年、委員のほうより増額についてはどうかというご意見をいただいているところではあります。補助額等については変更はしていませんが、昨今、近隣市町村でも不妊・不育治療等の助成の行う市町村増えてきておりますので、今現在、各市町村の状況を一度確認をさせていただいております。その結果をもとに判断していきたいと担当課では考えております。

続きまして、その次のページですね。子ども・子育て支援交付金の中の乳児家庭全戸訪問事業のご質問でございますが、こちらにつきましては、岬町で生まれた赤ちゃん全戸につきまして、生後1カ月もしくは2カ月の間に保健師が全数訪問するものでございます。ご質問にありました乳幼児健診等の未受診者の方につきましては、乳幼児健診は4カ月児以降、4カ月健診、1歳半健診、3歳半健診となっておりますので、そちらの未受診者につきましては、乳幼児健診の未受診者対応ということで、家庭訪問して未受診児の把握をしておりますので、乳児家庭全戸訪問事業の中には入ってはおりません。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 先にお答えをいただいた不妊・不育治療についてですが、他団体の状況を 確認しておられるところということのようですので、私は他団体はどうあれ、岬 町はぜひ拡充を図っていただきたいということを求めておきたいと思います。

それから、2点目にお答えをいただいた、私がお聞きした予算については、一、 二カ月の間に全戸訪問しているということで、あわせてお答えをいただいた未受 診者対策についても理解をいたしました。こういったことを通じて、必ず会えて いると、保護者に。全ての乳幼児の保護者に必ず会えているというように理解し てよろしいのでしょうか。

松尾委員長川井所長。

川井保健センター所長 まず、全ての保護者に必ず会えているのかというところでは、会 えています。ただし、保健センターのほうで、家庭訪問もあわせまして、子ども さんの現認につきましては、保育所、幼稚園等に所属されている方につきまして は、そちらのほうにお電話させていただいて、園でまず子どもがいらっしゃるか どうかという確認をさせていただいております。所属のない子どもさんに関しましては、必ず家庭訪問させていただいて子どもの現認を行っております。

ただし、海外等へ渡航された子どもさんの人数等につきましても把握している中で、そちらについては子育て支援課と協力いたしまして、子どもの海外渡航されているかどうかというところを出入国の管理局のほうに確認をするという手だてもございます。そういうことを通じまして、全ての子どもの現認をできるようにしております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 子どもの現認という形で確認を努力されていることについては承知をいた

しました。

委員会資料60ページの款18繰入金、項1基金繰入金、目4地域福祉基金繰入金についてお尋ねをいたします。地域福祉基金の繰入金のこれまでの使途をお聞きしたいというように思います。2018年度の決算で全額取り崩しをなされているようで、その前の年にも一定額取り崩されたりしてたかなというように思うのですけれど、これまでの使途についてお聞きします。

それから、あわせて、この地域福祉基金と呼ばれるものについては、条例で、 岬町域の特性を生かした高齢者保健福祉施策を積極的に推進するためこの基金を 設置するというように書かれておりますので、この設置目的に見合った形で取り 崩し、また活用をされているのか、お聞きしておきたいというのが1点目なので す。

それで、基金なのでね、ちょっと条例を確認したのですけれど、よくわからなくて、というのが、岬町基金条例の中にこの地域福祉基金という名称の基金はないのですよ。あるのは、福祉金基金というのがあるのですけど、これのことを指しているのか、少しそのあたりも確認をこの機会にさせていただきたいと思います。

それから、款20諸収入の項1雑入、目1雑入、節1雑入の中で、二酸化炭素 排出抑制対策事業費等補助金とありまして、これは歳出の、要は決算書のどこに あるのかちょっとよう見つけられなかったから教えてほしいという、この場では とても単純な質問なのですけど、教えてもらいたいなと思います。

それから、もう1点なので、お尋ねしておきますけれども、委員会資料61ページの款20、項5貸付金元利収入の中で、同和更生資金償還金が設けられています。これは1年前に、ちょうど9月の議会でも決算のときに質疑、答弁が行われているのですけれど、そのときには、これは9件分の調定額なのだということで、うち1件は分納誓約したのだけど、2017年度については経済的に困難で、収入されるということはなかったと。その後の年度で納付できるというように確認しているというようなやりとりがありました。これやりとりしたの私ではないのですけど、そういったやりとりがありまして、あったにもかかわらず、この2018年度、収入がありませんので、また困難な状況が続いているのか、何らかの事情があればお聞きしておこうかなと思って質問するものです。お願いいたします。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 地域福祉基金繰入金の繰り入れ先ですが、これは岬町健康 ふれあいセンターの指定管理委託料に充当しております。

基金条例については、岬町地域福祉基金条例の基金ということになっております。

松尾委員長 计里課長。

辻里生活環境課長 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金977万4,000円の歳出ですが、決算書の127ページ、13、委託料の、地球温暖化対策実行計画事務事業編策定支援業務委託料に当たります。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 同和更生資金についてですが、30年度につきましては納付がなかったということで、昨年度の年度末現在の状況と同じという形になりますが、債権残高が161万3,790円、件数で言いましたら9件ということで、そのうち1件については分納をお願いしているという、昨年と同じ状況ですが、分納されている方につきましては、生活状況が苦しく、逼迫しており、現状では納付することは厳しいということもあり、現在納付されておりませんが、引き続き状況を確認させていただきながら納付をお願いしていきたいと考えております。以上です。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目の地域福祉基金のことなのですけど、健康ふれあいセンターの管理 委託料に充当というようにお答えになりました。これは取り崩し額全額という理 解でよろしいでしょうか。ここ数年間一定額取り崩してきてるのですけど、それ は全て健康ふれあいセンターの管理委託料に充当しているというような理解でい いかどうかということと、この基金条例については、何か微妙なのですよね。こ の委員会の所管ではないような、あるような。西部長がいるから西部長に聞いた らわかるのかな。どうですか。もしわかったら教えてください。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 基金条例につきましては、岬町の条例の中で基金条例という条例と、それからそれぞれの目的に応じた基金の条例ということで、先ほど増田副理事から説明がありました岬町地域福祉基金条例という別の条例として、独立した条例として設けている場合と2種類ございます。今回ご質問いただいている岬町地域福祉基

金条例というのは独立した一つの条例として設けられておりますので、そちらのほうに使途とか設置の目的とかは明記されております。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 地域福祉基金の取り崩し状況ですが、今回で全て取り崩し、 全額取り崩しという形になっております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 増田副理事にお聞きしましたのは、全額取り崩しは紙に書いてあったから わかるのですよ。基金の残高状況ゼロ、ゼロって書いてましたから。それはわか っているのですけど、ここ数年でこの地域福祉基金は取り崩しがなされておりま して、それは、取り崩しは全て、この間の取り崩しは全部健康ふれあいセンター の管理委託料として活用したのですかということをお聞きしました。もう一度お 答えをいただきたいと思います。

それから、この機会に西部長にもう少しお聞きします。岬町基金条例といのあるではないですか。それで、その中にある福祉金基金という基金の名称のものがあるのですけど、それと、今私が増田副理事にお聞きしている地域福祉基金というのは別の基金なのですか。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 福祉金基金については、全く別なものになっておりまして、ちょっと私も当初の設立のやつを忘れたのですけども、これについてはもう既に取り崩してしまっておりまして、残高がゼロになっていると聞いております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 今ちょっとお調べいただいているようなので、もう少し基金のことをお聞 きしたいと思います。

この地域福祉基金というのは、岬町基金条例の中にははめ込まないものなのですか。基金の名称の中に地域福祉基金というのはないのだけど、それは入れなくていいのかな。何か総務委員会みたいなこと言って悪いね、少し待ち時間利用して聞きます。

松尾委員長西部長。

西総務部長 すみません、私も本日相馬部長のほうがいてませんので、基金の担当のほうがいておりませんので、かわりにお答えさせていただきますけども、岬町基金条 例の設置目的を読ませていただきますと、地方自治法第241条第1項の規定に

基づき、他の条例で設置するもののほか、次の表の左欄に掲げる基金を設けるということにしておりますので、先ほど言われております地域福祉基金というのは別の条例として設置されております。岬町基金条例というのは、それぞれ独立した条例を持ってない基金について一括して整理しているというふうに認識いただければと思います。

松尾委員長 増田副理事。

- 増田しあわせ創造部副理事 29年度につきましても繰り入れをしておりますが、これに つきましても、内容としましては健康ふれあいセンターの指定管理料の委託料と いうことで取り崩しております。
- 松尾委員長 よろしいですか。皆さん、すみません、発言する際は、録音していますので、 所管する部署と名称を再度お願いします。

そうしたら、ほかの委員さん。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。なお、参考資料として配付しております本委員会所 管内訳表をあわせてご覧ください。

まず、総務費に入ります。決算書74ページと75ページの目6交通安全対策 事業費、86ページから89ページの項3戸籍住民基本台帳費をご覧ください。 質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 89ページです。これは節でいう7賃金、戸籍のところの賃金で、臨時職員賃金となっております。戸籍のところで働いていただいている方々かなと思うのですが、結構忙しい窓口になっておられるのかな、やはりアジアからの岬町に移り住んでくれている方々が結構あるので、仕事量も大変増えておるんではないかと思うのですが、この平成30年度でしたらそういう方も増えておられたと思うのですけども、その方の影響で臨時職員を増やしたという影響で増額されていると考えてよろしいのでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 賃金なのですけれども、窓口事務の補助として2名分、マイナンバー関係、パスポート関係の補助として1名、3名となっております。29年度決算から見ると若干低くなっておりますので、アジアのほうで増えた影響とい

うのは、前年度からというのは余り変わっていないというようには考えております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 了解いたしました。次の質問なのですが、同じページの節でいう使用料及び賃借料の中で、戸籍電算化システムリース料ということに関しまして、このリース料というのは、このシステムリース料は1台幾らというのか、住民というのですか、取り扱いが何人であるから幾らというのか、1台幾らというのか、規模的なもので幾らというので変わってくるのか、それだけ教えてください。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 この戸籍電算化システムのリース料なのですけれども、戸籍電算化システムの使用料としまして、一月幾らという形で、半年分の160万5,744円を支出しております。このシステムのハードのリース料というのは、平成30年3月で支払い完了して、リプレイスの後、平成30年10月からの支払いが発生しているという、半年分という支払いになっております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 ということは、数は関係なく、導入したら幾らということで間違いないのです ね。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 やはりシステム、ハードのリースになっておりますので、サーバー、端末2台、プリンター2台と、そういうシステムの構築費もあわせて支払いが発生しております。

松尾委員長ほかに委員さん、どうですか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の74、75ページですが、目6交通安全対策事業費の中で、節1 4使用料及び賃借料、住民生活課の駐輪場用地借り上げ料にかかわってお尋ねを したいと思います。みさき公園駅の畑山線側の駐輪場について、これまでも何度 もお尋ねをし、スペースの確保が必要だということをお伝えしてきたところであ ります。担当課としても継続的に努力をこれまでされてきたことは承知しており まして、駐輪場用地の中に長期にわたって放置されている自転車を整理すること 等努力されてきたところだというように認識しております。

それで、ここ最近、歩道の最も狭い部分の通路については、置かれなくなって

いるのです。ほとんど、自転車がね。それはなぜかなと思っているのですよ。いいことなのです。とってもいいことなのですけど、一番狭いところがありましてね、カーブのところですけど、そこがやはり歩行者にとったら危険なんです。特にお年を召した方。そこの部分がほとんど放置自転車がなくなっているのですよね。あの新しい警告の表示がついていたのを確認しているのですけど、そのせいなんでしょうか。なぜこんないいことが起こっているのかなと思って、どんな努力をしたらああいう状況が生まれるのか。電車の利用者も一定減ってきているということはあると思うのです。ですけど、それだけなんだろうかと思って、疑問に思っていて、ぜひこの機会に聞きたいと思っておりましたので、もし担当のほうでお気づきのことがありましたら教えてください。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 歩道部分にある自転車等につきましても、放置自転車とみなして、警告の札をつけに行くようにしております。多分その影響でなくなってきているのかなと思います。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 すばらしい努力ですね。そうしたらもうちょっと、今言っているところの 駅側の広いところにも結構とめてるのですね。あそこはバイク地帯なのですよ、 主には。なぜかあの広いところはバイクが多くて、自転車少ないのですけど、あ そこも札をつけに行っているのでしょうか。なぜあそこはなくならないのでしょ うか。あそこはなかなか頑固に引き続きとめられているのですよ。少し減った感 じはするので、札をつけた影響なのかなと今聞いていて思ったのですけど、あそ こにも札をつけておられるようなので、これからも引き続き、放置されていたら 撤去しますよという札をつけに行くということをなさるということですね。引き 続き、大変だと思いますけれども、努力のほうお願いしたいと思います。ありが とうございます。

松尾委員長 それでは皆さん、質疑ないということで、この総務費よろしいですか。 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 すみません、先ほどの一般会計の歳入の答弁にて一部誤りが ありましたので、訂正させていただきたいのですが。

松尾委員長皆さん、よろしいですか。どうぞ。

増田しあわせ創造部副理事 すみません、申し訳ございません。先ほどの歳入、一般会計

の歳入の答弁におきまして、繰入金の中で、地域福祉基金繰入金の充当先についてなのですが、健康ふれあいセンターへ充当したという、29年度も30年度におきましても充当したという答弁をいたしましたが、誤っております。平成29年度が健康ふれあいセンター指定管理委託料に充当しておりまして、平成30年度は介護保険特別会計繰入金として、取り崩したものでございます。すみません、訂正させていただきます。

松尾委員長この件、特にないですか。

それでは、引き続き進めたいと思います。これで総務費の質疑を終わります。 続いて、民生費に入ります。決算書の94ページから121ページをご覧ください。ただし、106ページから109ページの目9文化センター費はほかの委員会の所管ですので、除きます。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 何点かお聞きしたいと思います。決算書97ページの13委託料、顧問弁護士 委託料10万8,000円という数字が出ておりますが、これはどういう内容のものであったのかお教えください。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 これは健康ふれあいセンターの運営上におきまして、裁判上 で起こされた件につき、今現在進めております案件の委託料でございます。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 裁判がかかってるという発言でしたですね。そういう内容のものを我々は聞い た覚えがなかったような気がしますが。報告なかったと思いますが、いかがです か。

松尾委員長説明できますでしょうか。

増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 平成30年度に裁判を起こされた内容になっておりまして、 今現在、第4回の口頭弁論まで進んでおります。報告していなかったことについ ては申し訳ございません。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 かなり期間がたって、何回も期日が入っているようでございますので、また書 面でもってどういう内容のものであるのか、出せる範囲で出していただけたら結

構ですが。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 裁判の進行状況についてまとめたものをまた提出させていた だきたいと思います。よろしくお願いします。

松尾委員長 提出できるということでよろしいですか。

松井部長。提出できますか。

松井しあわせ創造部長 すみません、提出できるかどうか、係争中ということで、影響のない範囲が明確であれば提出させていただきたいと思っています。一度弁護士とも相談させていただきたいと思っているのと、あと、顧問弁護士委託料につきましては、年度末ぎりぎりで予備費を流用させていただいて計上させていただいたかと思います。報告する機会がなかったということで、申し訳ございませんが、ご理解いただきたいと思っております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 概略で、健康ふれあいセンター、ピアッツァ5で何か起こったという内容かな というように、ちょっと今内容を少し聞いておりましたが、その概略で結構です ので、どういう訴訟のものであるのかだけ私はお教えいただきたいと思っていま すけれども。出せる範囲で結構です。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 先ほど申しましたが、ピアッツァ5の運営をしている中での 内容についての係争で、プール利用者の方が、プールを利用するに際しての利用 条件、禁止事項、またこちらの対応ということを争われている内容となっており ます。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 そういう内容であったら、細かいことはまだ係争中ということでございますので、私は結構ですが。また逐一こういう訴訟があれば、今後もまた何か出てくるのだろうかと思いますけど、また報告いただけるものだと私は思っておりましたが、またよろしくお願いしておきたいと思います。

続いていいですか。

松尾委員長どうぞ。奥野委員。

奥野委員 121ページの19負担金、補助金及び交付金で子育て支援課のいろいろな補助金、負担金がありますが、不用額として1,271万8,040円という高額

な不用が出ておりますけれども、これいろいろと予算組みのときには、当然いろいろと精査されながらの予算組みだと思いますが、高額の不用額の理由がわかればちょっとお教えいただきたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 ご指摘のありました事業費につきましては、当初の見込みより事業 量が減少したということが大枠になるのですけれども、利用者についての見込み を多目に見ておりまして、不足のないように予算計上しておりまして、最終の精 算のときまでに残ってしまったということになります。対象になる人数を多目に 見込んでいたということになります。

松尾委員長 奥野委員。

松尾委員長続けてどうぞ。

奥野委員 それが余りにも金額が大き過ぎるので、課題がある予算組みをされたのかなという意味合いで今言っているのですが、来年度どういう予算組みされるかわかりませんが、そこら十分、不用額が出ないような調整でお願いしたいと思います。

奥野委員 115ページの12扶助費、児童手当扶助費で1億7,583万、かなり大きな合計額になっております。合計というか、金額になっておりますが、これっていろんな事業がまざった合計というような理解になるのですかね。そうであれば、その内訳的な、各事業のものになるのかどうか、そこらお願いします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 ご指摘のとおり、児童手当の関係になるのですけど、内容といたしましては、中学生に係る部分で大きく残額が出ております。こちら区分といたしましては被用者で延べ児童数が見込みよりも499人が少なく、非被用者で294人少ない、合計で793人少ないということになっております。当初見込んでおりましたのは4,600件でしたので、その分が一番大きく影響出ておりまして、うち793万円の額を占めております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 この1億7,500万というのは、今言っていただいた事業内容がもっと私はいろいろあるのかなというように思っているのですけれど、また具体的に言うと、私が思っているのが違うのかもしれませんが、体調不良時対応があったとか、そういう保育の関係のものではないのですかね。手当の分ですかね、これは。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 集計しております内容から申しますと、児童手当と特例給付に分かれてくる金額となっておりまして、そちらの合計額が1億7,500万となっております。そして、第1子、第2子、第3子というように段階を踏んで金額等変わってきておりますので、先ほど申しました金額が固まりでは一番大きくなっているのですけれども、特段、ご指摘のあった内容とは若干異なるような内容となっております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 すみません、私がちょっと間違いでありましたが、じゃあそれがどこに入るのか、体調不良時対応型の病児保育事業とか、こういうものはどこの欄に入っているものなんですか。

松尾委員長もう少しかかりそうですか。

寺田子育て支援課長申し訳ございません。お時間いただけますでしょうか。

松尾委員長そうしたら、ほかに委員さん。続けてどうぞ。

奥野委員 決算書の95ページの3の民生費で、これも合計で不用額がかなり、1億6,845万1,922円、1億6,000万以上の不用額ということで、各いろんなところでたくさんの不用額が出ているように思いますが、先ほどのところもそうでしたが、各部門において過大な予算組みをされているのではないかなというように思いますが、これは全体の民生費に及ぶものですけれど、そこらあたり部長コメントはいただけますか。総務部長でも結構ですが、かなり大きな不用額となっておりますが。

松尾委員長 西部長。

西総務部長 社会福祉費につきましては、それぞれ各事業をやっていく上で、どうしても相手のあることとか、事業の結果として出てくるものでございますので、そこで当然不足額とか生じますと、運営に支障が生じるというところがございます。予算におきましても当然、前年度、そして前年度からの伸び率、そういうなのを勘案しながら編成をさせていただいているところだと思います。なかなかその予想というか、推計どおりにはいかないというところが出てまいりますので、どうしてもこの不用額というのは出てくるのはやむを得ないところかなと思いますので、そのあたりは個別の事業ごとの性質、性格によって発生しているということでご理解いただけたらなと思います。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 私もそういう答弁であろうかなと思いながら聞いているのですけれども、何か し合計しますと大きな数字になってきますので、そこらもう少し精査しながら、 前年度見ながら、もっと厳しく予算組みができるのであろうかなというように思 いますので、そこで調整はもう少ししていただけたら、不用額がたくさん出なく て済むのかなというように思いますので、今後の予算組みにお願いしたいと思い ます。これは答弁結構ですから。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 先ほどお尋ねのありました体調不良時型の歳出につきましてですけれども、こちらは看護師等の人件費等で、そちらの支出している金額となりますので、先ほどご指摘の扶養手当等の中には含まれておりません。

松尾委員長どこかというのはわからないのですか。

寺田子育て支援課長 民生費3の2児童福祉費の2の児童福祉施設費のほうに。

松尾委員長ページは何ページですかね。

寺田子育て支援課長 ページでは110ページ、111ページの給料の中に含まれております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 111の節2の給料の中ということでよろしいのですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 そのとおりでございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 二、三点確認をお願いします。資料97ページ、節13の委託料ですね。手話 講習委託料を53万円、それからその下に手話通訳者派遣委託料9万9,750 円の内訳をちょっと説明をお願いします。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 手話講習の委託料につきましては、聴覚障がい者への理解、 聴覚障がい者の言葉である手話技術の習得及び手話通訳者の養成を目的とした講 習会で、聴覚障がい者部会に委託しております。手話サークル「もずの会」とい うところですが、そこで、入門コース、基礎コースと開催しておりまして、30 年度におきましては入門コースが10名、基礎コースで5名の受講生の方が手話 講習を受講して学ばれております。

続いて、手話通訳者派遣委託料についてですが、これは大阪聴力障害者協会に

委託して、通訳者の派遣をお願いしているところです。例えば公的機関の病院等 〜派遣し、手話の通訳をやっていただいている形で、実績といたしましては、平 成30年度で言いますと、利用されている方の人数が4人で、12回利用したと いうような状況になっております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 岬町も手話言語条例というのを昨年策定したのですけど、この53万というのは、手話通訳者育成についてはこれで十分なのでしょうか。事業内容どうでしょうかね。最近、ここ数年見て、受講者の推移とかどうでしょうか。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 受講生の推移の人数としましては、年度によりまして多少増減しますが、入門コースで言いますと、7名とか8名で、基礎コースにつきましても4名、3名、5名、そのぐらいの人数で開催しており、内容としましては入門と基礎という形になりますので、なかなか手話通訳者まではという部分はありますが、あくまでも入門と基礎からやっていただいて、どんどん学んでいっていただきたいという内容になっております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 この手話通訳者派遣というのも、本来、岬町役場にも手話通訳者は配置しなければしないと思うのですよね。求人出しても来ないというのが現状みたいですけど。求人出しても来ないという現状と、それから手話通訳者を育成するという側面もありますからね。もっと積極的に手話通訳者育成に、もっと積極的に行動したらどうかと思うのですけどね。何か今は聴覚障がい者の会だけに任せてしまっていると。町行政としては特に何も主導権持ってやってないように思ったりするのですけどね。予算にしても、これでいいのかどうかというのがあるのですけど、ちなみにこの予算の53万というのは、算出根拠は何でしょうか。お願いします。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 算出根拠といいますか、29年度と同額という形で、引き続き手話サークルの「もずの会」に委託しているという状況で運営させていただいております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 根拠になってないので、どなたか答弁できませんか。何で53万なのかという。 ただずっと、例年どおりでずっと来ているのかな。それでこの現状ですから、も っとそうしたら予算もつけて、積極的にしなければならないのと違いますか。事業として。その辺どうでしょうか。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 この講習の開催している時間が毎週水曜日、午後7時から9時、2時間ということで、講習していただいている方に支払うものですので、その辺の資料がございませんが、生徒の数も限られておる中で、講習していただいているということで、その辺もこれから検討していきたいと思います。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 講習会の周知の方法とか、それから意識啓発ですね、そちらのほうもちょっと 予算をつけてね、広く住民にもっと浸透できるようにしてあげたほうがいいと思 います。今後また検討してください。その件はそれで結構です。

もう1点だけお願いします。111ページですが、節13委託料のうち子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料とあるのですけど、これは、支援事業計画というのはどういったものを指すのでしょうか。その内容を教えていただけますか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 子ども・子育て支援事業計画につきましては、第1期を平成27年度といたしまして、平成31年度までを期間としております。この5年をたった後、第2期を策定するために、住民の方のニーズについて調査したものでございます。それを事業者に委託したときの委託料を指しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その結果、支援事業の計画というのは策定できたのでしょうか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 現在その計画を策定する業者を策定中でございます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 これは調査の委託だけですか。まだ策定まで至ってないわけです。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 他市ではニーズ調査と計画策定を同時発注した例もあると聞き及ん でおりますが、本町ではニーズ調査と計画策定については別途に計画を行うとい うことで進めております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 このニーズ調査というのは、これはアンケートか何か、そんな形のものですか。 松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 おっしゃるとおり、アンケート調査、就学前児童と小学生をお持ち のご家庭、世帯に一定数の数量を送らせていただいております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員それはまだ集計とかはできていないのですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長、集計につきましては一旦終了しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 その集計結果というのは我々に提示するような分がないのですか。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 こちらはアンケートの集計結果につきましては、量が大量になって おりますので、紙ベースで改めてお示しするということは現在予定しておりませ んけれども、その結果につきましては何らかの形でお示ししたいとは考えており ます。

松尾委員長その他、委員さん。

道工委員。

道工委員 ちょっと1件だけお願いします。97ページの委託料のところの戦没者の追悼式なのですけども、毎年ご苦労いただいて、本当に、私も遺族の一員ですから、うれしく思っているのですけども、出席される方がどんどん減っている。今年も100名あったかなかったかぐらいだったと思うのですね。あつらえている柱数に比べて本当に少なくなっている。役員会でも、もう出ていくのも大変やしということで、なかなか若い孫さんなんかは来てもらえないということで、追悼式そのものをやめてもうたらいいのと違うかなという声も聞きますけども、町の基本的な考え方をお聞きしたいと思います。特に地区代表の遺族会の役員さんらとこんなことについて話し合いをしたことあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

松尾委員長 田代町長。

田代町長 今、道工委員の質問については、遺族会の会長さん並びに役員さんもおいでに なりまして、今、道工委員おっしゃるように、一つにしたらどうかという、いろ んなことで協議をさせていただきました。私どもはどちらでも検討はしますよと いうことをお願いしたところ、できれば今の形で置いておくほうがいいという遺族会の考え方であったんですけども、最終的には、この9月だったと思うんですけど。すみません、ちょっと聞き違いしました。

松尾委員長 松井部長。

松井しあわせ創造部長 この件につきましては、以前にも道工副議長のほうからも見直したらどうかという意見がございました。今回につきましても、遺族会の方々と協力をしながら追悼式のほう開催させていただいたのですけれども、また遺族会の方々の十分意見を聞きながら、今後どうしていくかについては検討していきたいなと。まだどの市町村も戦没者の追悼式をされていますので、遺族会の方からの意向を十分聞いた上で検討させていただけたらなと思っています。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 参考に、いつも行かせていただいたら粗供養いただけるんやけども、あれは遺 族会から出ているのですか。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 粗供養といいますか、渡しているものについては、遺族会から出ていると聞いております。

松尾委員長 ほかの委員さん、質疑ございませんか。 竹原委員。

竹原委員 97ページ、負担金、補助金及び交付金の中の下から2段目、広域福祉共同処理事務事業負担金929万3,075円なんですけども、これの算出根拠みたいなのがわかりましたら、負担金割合とかね、そういうのがわかりましたら教えてください。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 広域福祉共同処理事務事業負担金としまして、泉佐野市役所 内で広域福祉課を設置しているところですが、岬町からは1名職員を派遣してお ります。泉佐野市以南の3市3町で設置しており、専門的な福祉事務の共同処理 を行っているものであります。負担率といたしましては、事業費の部分で均等割 として5%、人口割として95%という数値の負担率となっております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 答弁をお聞きしました。この1名職員を派遣しておると聞いていますが、この 職員の給料というのはここに含まれているのかな、どうかな。それだけお願いし ます。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 派遣しております職員の給料は広域福祉課のほうで支払っております。29年度と比べて増額しておりますが、それは30年度から1名増員して15名体制となっているような状況です。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 ありがとうございます。この広域福祉が始まって、事務事業が集約されて、岬町の利用者というのもかなりあると思うのですが、その人たちの声というのはどのようなものでしょうか。やはり泉佐野ですることによって、遠くてかなわんわという声があるのか、もしくは専門的な知識がよくわかっていいわというのか、そういうようなことはつかまれていますでしょうか。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 広域福祉課のほうで受けている事業が、大阪府からの権限移 譲に基づく事業が12事業あり、それにつきましては専門的な内容がありますの で、やはり共同処理で、その部分を専門的に集めて処理するのでないと対応でき ないと考えております。

松尾委員長 この件に関してほかの委員さん。副委員長、ないですか。 中原副委員長。

中原副委員長 決算書の95ページで、さっき坂原委員の質疑で手話通訳の問題が出ておりました。それで、手話言語条例も岬町では制定していることもありますし、坂原委員おっしゃるように、より充実を図っていく必要があるというように私も考えるものでありますが、95ページの、これは民生費の中で、目1社会福祉総務費、節2の給料の中だったと思うのですけれど、手話通訳士としての役割を担っていただくということで、任期付職員を配置するというのがこの年度内での計画にあったというように思うのですけど、それはそうなっていないということなのか、一定の不用額も出ておりますけれども、坂原委員おっしゃるとおり、この役場内にでも、手話はもちろん勉強されていて使える職員の方おられるの存じてますけれど、手話が必要な方が来られた場合にすぐ対応できるという状況をつくっておく必要もあると思いますから、その方の任用はこの2018年度においてできていたのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、決算書の105ページ、先ほども少し質問させていただいたのです

けど、老人医療費、ごめんなさい。重度障がい者医療かな。目5重度障がい者医療助成費のところになるのかなと思うのですけど、この2018年度から大阪府の福祉4医療の制度が改定されたということは先ほど来お話ししているとおりなんですが、その対象から外されたり、また対象が入れかわるというか、利用する制度が変わったりということが行われておりまして、その中で、重度障がい者医療助成費の中に移行していく方のうちで、指定されている難病をお持ちで、なおかつ障害年金1級相当の方というのが対象として新たに加わったといういきさつがあったと思いますけれど、以前お聞きしたところですと、ちょっと調べないとわからないと。これは保健所との関係があるようにお話しされていたかと思いますが、そのうち、障害年金1級相当に該当する方の数がもしわかったのであればお聞きしたいなと思います。

それから、決算書の109ページ、目10の臨時福祉給付金給付事業費についてお尋ねをしたいのですけど、ここで書かれている償還金利子及び割引料、節23のところで計上されているものについては、これは2018年度の決算ということですけれど、2017年度中の事業の精算がここに書いてあるというように理解したらいいのかどうか、お尋ねしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長川端室長。

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長 手話通訳者の方の採用につきましては、昨年度に 引き続きですが、任期付ということで、ハローワーク等にも照会をかけて、ホームページ等でも急募というような形で募集は行っておるところですが、現在のと ころ応募、採用にまでは至っていないというのが現状であります。人事担当とし ましては、配置するということを前提に考えておりますので、条件等についても 再度考える必要があるのかなというように内部では協議をしているところでござ います。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 難病の対象者で、障害年金1級の方は、昨年度もゼロという 話でしたが、今現在もゼロというような状況です。

続いて、臨時福祉給付金の国庫補助金の返還金ですが、これは平成29年度で 終了した事業の返還金の内容となっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1点目の手話通訳士については引き続き努力をいただきたいと思います。

2点目にお聞きした重度障がい者医療費の障害年金1級相当の方はゼロ人ということでありました。それで、これは障がい者医療に移行する方の中で、もともと老人医療の対象だった方のうち、特定疾患に該当する難病の方の中で、さらに障害年金1級相当の方がこの重度障がい者医療の対象になるという制度設計だったかなというように思うのですね。そうですかね。

それでね、私、前聞いたときのメモなんですけどね、難病指定されている方158人おられて、その158人が、そしたらこの重度障がい者医療に移れるのかといったら、障害年金1級相当でなければ移れないということだったのですよ。そのときは何かちょっと調べないと数がわからないけどということで、でも、この障害年金1級相当といったらもう相当重篤なのですよ。なかなかとれないって、うれしくてとるものではないのですけど、なかなか該当しないぐらい重いんですよ。だから、すごく対象者少ないのではないですかという話をしてたのですよ。こういう条件当てはまったら重度障がい者医療の助成の対象になりますからというお返事だってね、今ここにいない人のことだからあれだけど、そのとき答弁したのは。158人難病の方おられて、そのうちで何人果たして移れるのかしらという話してたんだけど、ゼロ人なのですか、やっぱり。ということは、その当時、1年前ぐらいの話だったと思いますけど、難病の指定を受けて治療しておられる方、その158人というのは、この制度から全く除外されてしまったというように受けとめたらいいということになるのですか。ちょっとその移行の確認をさせてください。

それから、3点目にお答えをいただいた臨時福祉給付金のことなのですが、お答えいただいたとおり、精算に係るものということで、この臨時福祉給付金そのものについては私いろいろ言いたいことあるのですけど、受け取れる方で受け取れていない方がどれぐらいいるのでしょうかということについてはこれまでもよくお尋ねをしてきたところなんです。

それで、2017年度に実施したものの精算に当たるものですから、これは私、議会のときに確認した段階で、対象になるであろうというように町の担当としては考えていた方と、それから実際に申請をして支給された方との差が500人ぐらいあったということを議会の折に確認しているのですね。これは2018年の6月の議会なのですが、この500人の人はやはり500人の差のままなのでしょうか。

もちろん対象となる方が、調査の結果、対象ではなかったということが発覚する場合もあるのですけど、そうなるケースは少ないわけで、500人も対象になりながら、申請、支給に至っていないという事実が現時点でも、現時点でもというか、もう締め切ってますけど、続いていたということになるのであれば、ちょっと周知についてより一層踏み込んだ努力が要るのではないのかなということを思うわけです。これまでもこの周知については大変努力をされてきていることは議会でも確認しているとおりなのですが、やはり一貫して500人程度の申請をいただいていないという実態については、そのまま変わりがなかったのかどうか、お尋ねをするものです。

質問は今はここまでにしておきます。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 重度障がい者医療の難病の方の人数についてですが、ゼロ件 ということで、昨年度の答弁でも確認しておるのですが、ゼロ件という形の人数 の報告ということで確認してるのですが、今現状ゼロ件ということです。

それと、臨時福祉給付金に関してですが、この返還金については3,235人を見込んでいましたが、実績としまして3,218人であったということで、その差が17人という形の精算の額になっております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 1件目の難病の方はゼロ人ですというお答えでした。そうであるならば、 難病の方、これ制度が変わる前の段階ですので、2017年度末の時点だと思う のですけど、そのときに制度の対象となっていた158人という方については、 この制度から排除されたというように受けとめたらいいのかどうか、再度お聞き するものです。

それから、もう1点については、私がお聞きした段階から申請、支給が進んだ ということのようでしたので、結構でございます。

増田副理事には1件お聞きをしたいと思います。

松尾委員長まずは増田副理事、答えられますか。まずは答えて、お願いします。

増田しあわせ創造部副理事 難病の方の数につきまして、ゼロ件ということですが、確認 時間いただいてお答えさせていただきたいと思います。

松尾委員長 そうしたら、一旦休憩したいと思います。よろしいですか。 そうしたら、15時20分から再開します。よろしくお願いします。 (午後 3時05分 休憩) (午後 3時20分 再開)

松尾委員長それでは、会議を再開します。

増田副理事、答弁できますか。お願いします。

増田しあわせ創造部副理事 昨年の大阪府の福祉医療費助成制度の変更に伴います障がい 者医療、老人医療制度から移行した対象者、障がい者医療のほうに移行された方、 拡充の内容として、難病で障害年金1級該当者につきましては、対象者としまし てはゼロ人となっております。障がい医療のほうそういう形で、移行された方、 拡充で該当された方はいないという形になっております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 ちょっと聞き方を変えましょう。条件が変わって、対象者が変わっている わけなのですけど、それで変わった結果としては、対象は、今私が言っている方 についてはゼロ人ということになりました。では制度が変わる前は、老人医療の 制度を使っていた難病患者の方は何人おられましたか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 制度が変わる前、制度が変わる年に更新をした件数ですが、 老人医療のほうでは特定疾患をお持ちの方ということで位置づけられている方が 約63名ほどいらっしゃいます。先ほどの158名というお話があったと思うの ですが、そのうちの63名については今、経過措置として老人医療のほうに残ら れておるという状況です。

松尾委員長もう一回お願いしますということです。

松本しあわせ創造部副理事 先ほどの難病指定を受けられている方のうち、63名の方は 今、老人医療制度のほうに残られて、経過措置として助成を受けられております。 松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 では特定疾患をお持ちの方で経過措置として老人医療のほうに63人残っているということは、そうでない方、この制度から外されてしまった方は引き算をして95人というように考えたらいいということなのですか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 単純に引き算をするとそういう形になると思いますが、保険 年金課で把握しているのは、あくまで65歳以上の方しかちょっと把握をしてお りませんので、残りの方がもともと障がい者医療をお持ちかどうかというのはち よっとうちのほうでは確認がとれておりません。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 この具体的な人数については、担当課がちょっと人の配置も変わって、担当者も変わっておりますので、過去から遡って調べていただかないと人数についてはちょっと把握しづらいところかなと思いますので、また引き続きお尋ねをしていきたいと思いますので、把握をしておいていただけるとありがたいなと思います。人数はちょっと今の段階でははっきりしないのですが、いずれにしても、制度が変えられたことによって利用できなくなった方が出たということは間違いないというように私は考えております。

引き続きお尋ねをいたします。決算書の111ページですが、児童福祉費、児童福祉総務費の節8報償費、ここで子育て支援課の児童虐待防止アドバイザー報償費というのが36万円支出されたということで報告をされています。この方は1名で、外部の専門家というようにお聞きしているのですが、専門分野といいますか、何か資格等をお持ちでしたら、どういった方なのかお聞きしておきたいのと、それから、果たしていただいている役割について、例えば何かの会議を行うときにお越しいただいてアドバイスをいただいているというような格好なのか、また、そういうことであるならば、どういった頻度でお越しいただいているのか、お聞きしたいと思います。

それから、この児童虐待防止にもかかわりますけれども、要保護児童といいますか、経過観察が必要な家庭そのものを支援していく必要があるといったケースについて、岬町においては何人そういった対象がいるのか、それから何世帯であるのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、節13委託料の子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料について、先ほど坂原委員のほうからもお尋ねがあったところでありますけれども、これは少し作業がもしかしたら遅れているのかなという印象を受けているのですが、さっき聞いたところでいくと、ニーズ調査については終わって、計画を策定する業者を選定しているところということでありました。それで、これは来年度からもうこの計画に基づく運用をしていく必要がありますから、今年度中に急いで計画の策定が必要になってくるというように見ています。それで、ニーズ調査の結果についてもぜひ議会にご報告をいただきたいなというように思います。結果に基づいて計画を策定していくでしょうし、計画の策定が完了したときには、

議会に当然ながらご報告いただくと思うのですが、ニーズ調査の結果についても あわせてご報告をいただきたいと思います。計画の策定の完了はいつごろを目指 しておられるのか、スケジュールについてお尋ねをいたします。

それから、113ページの節7の賃金、これは保育士の皆さんの賃金かなというようにお見受けしております。それと、119ページの目7放課後児童健全育成費の節7の賃金、これは学童保育の指導員の方々の賃金かなというように理解をしているのですが、この2種類については、この2018年度において賃金の引き上げが行われました。これは大いに評価すべきところだというように思いますけれども、このことによって、働くに当たっての意欲の増進だとか、何らかの働いておられる皆さんの変化があればお聞きをしたいなというように思います。お願いします。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 まず、1点目、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の報償費、講師謝礼ということで、児童虐待防止アドバイザー報償費、これについてのお尋ねですけれども、こちら社会福祉士の資格をお持ちの方にお願いしております。それで、実際どのような活動をされているかということですが、実は今日朝の10時から、現在も続いているんですが、要保護・要支援の担当者の事務担当レベルの会議を同時に行っておりまして、そちらに本日参加いただいております。

そして、それに関しまして、要保護対象の件数が何件かということですけれども、世帯数のほうについては1世帯で複数の人数が出てきますので、正確な数字、今日手元に用意しておりません。ただし、今回扱っている件数はおおよそ150近くになっていると聞いております。

そして、続きまして、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料の件につきましてですが、令和2年度からの実施を行うために、今年度中に仕上げる必要がございます。ですので、予定としましては、今年中に作業は完了したいと考えておりまして、前段になりますニーズ調査の結果報告につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、なるべく簡便な形で、質問量であるとか件数が相当数になりますので、ある程度まとめた形でお示ししたいと考えております。

続きまして、臨時職員の賃金でございますが、まず1点目の臨時職員は、保育 士の臨時職員の賃金となっております。29年度から30年度にかけまして、保 育する児童が、町立保育所の児童が一気に増えたという時期がございまして、そ れに合わせて人数もなかなか確保できない中、保育士の方に応募いただいたところなのですけれども、現在、平成31年9月1日現在で3保育所合わせまして児童が194名在籍しておりまして、それに対する職員は全部で69名で対応しております。そのうちの臨時職員につきましては22名で雇用しております。

続きまして、学童保育についてです、学童保育も、相当数の利用をいただいておりまして、こちらとしましては、平成29年度から30年度、30から31年度と相当数の人数が増えておりまして、平成30年度の実績で申しますと、登録の児童数で淡輪と深日、深日には多奈川小学校の学童も含めまして、合計で平均で149名の登録者数がございます。延べ人数でいきますと1,783名が利用しております。このうち実際に利用している児童の数になりましたら120名、そして、合計の延べ人数で1,436名、こちらは登録児童数でいきますと、平成29年度から平成30年度にかけまして24.9%の増、そして利用児童数では21.5%の増となっております。

そして、ちなみに全体の小学生の児童数から換算しますと、おおよそ小学生の 3分の1が学童保育に登録されているというのが現状となっております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 保育士や学童保育の指導員の方々の処遇の改善が図られたことによる何か 変化、お気づきのことがおありでしたらお聞きしたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 今回、学童保育もしくは保育所、保育士につきまして、時給の単価を引き上げたことによりまして、やはり募集はかけやすくなったと考えております。その一方で、やはり人数の関係上、一人頭の勤務時間が長いということもありますので、フルタイムで働かれるというのを避けられると最初考えられた方もいらっしゃったと聞いておりますけれども、こちらは何とかご理解いただきまして、引き続き保育にご協力いただいております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 処遇の改善が保育士不足にも一定の効果があったというようなことかなと 思います。

さきにお聞きしていた子ども・子育て支援事業計画なのですが、お答えの中では、今年中に作業というようにおっしゃられたかな。今年中といったら12月までだけど、12月ぐらいまでに計画書そのものをまとめようというスケジュール

感と思っておいていいのでしょうか。

それからもう一つ、さきに1点目にお聞きしていた要保護・要支援児童に対する対策、対応の問題なのですが、およそ150人近くケースがあると。それぞれ中身、どんな困難であるのかという中身はそれぞれだと思うのですが、虐待であったり、いろいろなケースがあるかなと思いますが、ただ、150人というのは非常に多いなと私は感じているのですね。

それで、必要な対策の会議を本日も持っていただいているというところをお聞きしたところでありますけれども、このことを考えた上でも、やはり以前から求めておりましたが、子どもの生活の実態調査は岬町で行っておりませんけれども、やはり必要ではないかなというように思うのですね。その点はいかがでしょうか。

寺田子育て支援課長 まず、今回要保護・要支援対策の児童が150近くあるというお話からについてなんですけれども、一度このリストに上げられた方については、引き続き支援等の相談も含めまして、どうしても長いつき合いをしていく、どの時点で支援を終了するかというのがなかなか判断しづらいというのが実情でございます。この会議で扱っておりますのは、妊婦さんのうち特定妊婦の方とかですが、生まれる前から満18歳に至るまで継続して対応していく必要がございますので、例えばDVであるとか、面前DV、よく新聞等をにざわせている言葉ではございますけれども、それが今時点で終了した、イコール直ちに対象から外すというのは難しい。判断が難しい、繰り返すこともあるということもございますので、どうしても累積していって、人数のほうがなかなか減っていかないという事実もありますので、やはり重症度、重要な対応を必要とする家庭のところには積極的にかかわっていくという対応で行っております。ですので、先ほど委員おっしゃいました子どもの生活の実態調査等につきましても、今後検討していく必要があるかと考えております。

松尾委員長中原副委員長。

松尾委員長 寺田課長。

中原副委員長 ぜひ子どもの生活実態調査については行っていただきたいというように思います。虐待による子どもの死亡もこの間も連続して報道されていたりしてますから、そういったことにつながらないように、やはり子どもの命と安全を守るという役割についてもしっかり町としても果たせるように、そのためにはどんな支援が必要なのか、まずは実態を把握することからかなというように思いますので、

ぜひ検討をしていただきたいと思います。

松尾委員長 谷﨑委員。

谷崎委員 今、子どもの実態調査なのですけども、民生委員さんから百数十件、四十何件から当初、6月から5月に説明があったと思うのですけども、そういう情報は、個人情報の秘匿ということで、民生委員さんにダイレクトに情報が入ってこないということも何件か聞いております。個人情報秘匿というのは役所のそれで、あと学校とか幼保からの情報のみに頼っているのかもしれませんが、地区の民生委員さんとはしかるべき、大阪府と秘密保持契約ですかね、守秘義務契約されている方、そういう周辺の方の情報も集められるフィードバック様式を検討していただければなと思い、日常的なそういう方式が必要かなと思っております。

松尾委員長 それ要望ですか。お聞きしますか。意見でいいですか。

そうしたら中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 決算書の121ページ、目9子ども・子育て支援事業費のうち、ここの中に恐らく該当するのであろうと思って聞くのですけど、ファミリー・サポート・センター事業についてお尋ねをしたいと思います。この賃金のところにかかわるのかなと思ったけど、ちょっと違うかもしれませんね。いずれにしても、ファミリー・サポート・センター事業の利用実績をお聞きしておきたいと思います。

それから、ファミリー・サポート・センター事業で協力会員に対して研修を行っておられると思いますけれども、その中でうつぶせ寝の禁止についてはきっちりと研修をいただいているかどうか、念のため確認したいと思います。

それから、同じ子ども・子育て支援事業費の中で、節13委託料、14万3, 000円と金額だけ載っていて、同じ額を不用額として計上されているのですね。 これは短期入所、生活援助、いわゆるショートステイが発生した場合に対応でき るようにということでご用意されていた予算かなというように思うのですけど、 実際には利用がなかったようで、それはなかったにこしたことはないというよう に思いますけれど、実際に利用はされていないけれど、この事業については引き 続き継続していただきたいということ、これは要望にとどめておきたいと思いま す。質問は一つです。

松尾委員長寺田課長。

寺田子育て支援課長 ファミリー・サポート・センターの利用実績でございますけれども、 昨今なかなか浸透のほうも進んでまいりまして、利用も多くなってきております。 ちょっと本日こちら手元に持ってきておりませんでしたので、改めて数字報告させていただきたいと思います。

研修につきましては、毎年10月から研修、新たに入っていただく方に向けまして研修も行っております。来月から協力会員の方を集めまして、いろんな講師の方に来ていただいて、研修は実施する予定となっております。その際に、各保育所の保育士についても、ためになるものについては積極的に参加するように求めております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 年間の利用実績については、2017年度と2018年度の利用実績をまた書面等でまとめていただけるとありがたいなと思うのですが、送迎と、それから保育について、回数と利用人数をおまとめいただければありがたいなと思います。それから、協力会員と依頼会員と両方会員と、その登録状況についてもその書面の中に記載しておいていただけると参考になるなと思っておりますので、お願いしたいと思います。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育で支援課長 利用実績等についてお答えさせていただきます。2018年度ファミサポを利用された方、内訳といたしましては、人数で454名、そして回数としては409回となっております。そして、会員の内訳といたしましては、依頼会員が利用される会員が24名、そして協力会員お助けいただく会員が25名、そして両方に登録されている方が8名で、合計57名となっております。そして、利用の内訳についてですが、送迎は人数が407名、回数は362回、送迎と保育を合わせましたのが、人数、回数ともに28名、そして保育のみが19名という内訳になっております。

そして、29年度は10月からの実施となっておりますので、件数としてはやや少ない数字になっております。順番にいきますと、送迎が人数で94名、回数が93回、そして送迎、保育を合わせましたのが両方とも22名ずつとなっております。保育のみであったのが、人数は2人ですが、回数は1回ということになっておりまして、合計で人数が118名、回数で116回となっております。そして、29年当時の依頼会員数は26名、協力会員数は21名、両方会員数は6名、合計で53名となっておりますので、1年間で新規の会員さん、増と減とは両方ありますが、53から57名に増えております。

以上です。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長利用者が増えていることがよくわかりました。ありがとうございます。

それで、さっき研修のことで、うつぶせ寝の禁止の徹底についてお伝えしましたけれど、恐らくなされておりますね。よく、こういうファミリー・サポート・センター事業だけではないのですけど、例えば認可外保育施設なんかでも死亡事故が発生してますけど、その中でうつぶせ寝をしていて、気がついたら呼吸をしていなかったということが非常に多いんですよ。ですので、ファミリー・サポート・センターの研修の中でもうつぶせ寝はさせないようにということはきちんと徹底されているのかなということをお聞きしていたのですけど、それは。

松尾委員長 寺田課長。

寺田子育て支援課長 今お尋ねのとおり、うつぶせ寝はSIDS、乳幼児突然死症候群の 発生原因とも考えられておりますので、それについてはしないように、基本的に は通知、周知をしております。

ちなみに、ファミサポの要件ではございますけれども、保育所でも、これまで 10分に1回の見回りであったものを5分に1回にするであるとか、そちらの注 意喚起を行っておりますので、併せてご報告させていただきます。

松尾委員長ほかないですか。

竹原委員。

竹原委員 聞くのを忘れたことがあります。107ページの健康ふれあいセンター費の中で委託料が5,367万5,000円と出ております。利用者数をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 健康ふれあいセンターの利用者につきまして、平成30年度 ゆう湯う公衆浴場部分についての利用者は4,987人、プールですが2万1,751人、その他施設ですが、合計としまして2万5,125人、合計として9万5,963人となっております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 多くの方に利用され、町民が集える施設、私も何度も利用させていただいております。この指定管理というのは、私の記憶では3年目ぐらいになるのかなと思うのですが、合ってますか。平成30年度が5年のうちの何年目でしたか。

松尾委員長 増田副理事。

増田しあわせ創造部副理事 現在、指定管理をしております明治スポーツプラザは平成2 7年からということで、30年度につきましては4年目、今年度につきましては 5年目ということになっております。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 そうしたら、また次年度の予算組みのときに新たな更新をされるかいうことに なると思うのですけども、また利用満足度調査等々しっかりとやっていただいて、 私はとてもいい業者だなというようには思っているのですけれども、その点だけ お願いしておきたいと思います。要望です。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 1点だけお聞きします。決算書115ページの15工事請負費の中で旧保育所解体撤去工事に絡んで、少し関連でお聞きしたいのですが、去年の台風の後、いろいろと部材も飛んで、ご近所にもご迷惑をかけて、その後、きれいに解体はいただいて更地にしていただいてるのですけれども、あれからまた時間もたち、そのままになって、かなりまた草なんかも生い茂ってきてるのですが、ご近所からもあとどういうふうに利用されるんだというようなお声も聞いております。例えば、グラウンドゴルフの方だとかゲートボールのチームに使っていただくと草も生えないのかなというように思っておりますけれど、跡地利用の何かそういう申し入れがあるのか、ないのか。これがどういう形でされるのか、その辺だけお聞きしたいと思います。

松尾委員長 西部長。

西部長 旧深日保育所の跡地につきましては、現在、普通財産として総務部のほうで管理 を行っております。総務部のほうといたしましては、地元の意向も伺いながら、 今後、活用方策のほう検討してまいりたいと考えております。

松尾委員長 奥野委員。

奥野委員 では、今のところは何も使ってないという、使われないというように判断していいのか。それと、また草もたくさん生えておりますので、管理のほうもよろしくお願いしたいと思います。

松尾委員長西部長。

西部長 まずは地元の意向を伺うということで、まず区長会等にも相談をさせていただい て、どういうようなご意向があるのかという声を伺いたいと考えております。

管理につきましては、また総務のほうで適宜、現場のほうも見させていただい ておりますので、草が生えてくるということになりますと、また我々のほうで管 理をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

松尾委員長その他、委員さん、ございませんか。

これで、民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

決算書120ページから139ページをご覧ください。ただし、125ページの目1保健衛生総務費の節21貸付金、節28繰出金と127ページの目3環境衛生費のうち節19負担金補助及び交付金、節23償還金利子及び割引料に係るものはほかの委員会の所管ですので除きます。

それでは、質疑ございませんか。 坂原委員。

坂原委員 2点ほどお聞きします。127ページの節13委託料、先ほど触れてましたけど地球温暖化対策実行計画ですね、策定支援業務委託料とありますけど、これはどういった内容のものなのか。また、実行計画が策定できたのか、あわせてお聞きします。お願いします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 地球温暖化対策実行計画といいますのは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体が策定する計画であり、本町の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のため、本計画の対象施設における省エネ化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入に向けた基本的な方針を定め、方針を実現するための実施体制及び実施手順を定めたものであります。完成しております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 それまた我々見ることはできますか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 概要版もありますので、渡すことはできます。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員では、それまた資料をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう1点お願いします。139ページ、節7の賃金ですね。し尿処理費なので、 その職員の賃金だと思うのですけど、嘱託職員賃金というのが、ちょっとこの数 字が去年よりもかなり大幅に増えているのですが、その辺の説明をお願いします。 松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 嘱託職員賃金につきましては、退職の方が1名おられましたので、そ の方の分を含んでおります。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 退職の方というのは、退職金ということですか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 退職の方は1名おられました。

退職金でございます。

松尾委員長そのほか委員さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の123ページ、節13委託料の産後ケア事業委託料について、2 018年度の実績をお尋ねしたいと思います。予定していた事業料より大きくなったのかなと、予算の規模より実施した状況としては金額が大きくなっているようですので、そのあたりについてもお聞きしておきたいと思います。

それから127ページの先ほど質疑が出ておりました地球温暖化対策実行計画の事務事業編委託料がありますけれども、これはその事務事業編という形でまとめているのですけど、別の何とか編というのもまたおつくりになるということなのか。皆さん、どうなさったのですか、あちこちで。ご相談事が。ちょっと待ちましょうか。何かあった。

松尾委員長 中原副委員長の質問に答弁願いたいと思いますが、いかがですか。 辻里課長。

辻里生活環境課長 地球温暖化対策実行計画の事務事業編、それ以外の計画の策定はございません。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 事業主体としましては、法に基づいて事務事業という形で計画、 公共施設等での省エネ等含めた地域温暖化防止に関する計画をつくるという形に なっております。事務事業編以外に区域施策編というのがございまして、それは 地域住民や事業者がメインとなって取り組みを定めていくものでございまして、 その2本立てで計画がつくられていくと、事業主体としては事務事業編という形 で国の補助事業として決められているということでございます。 松尾委員長川井所長。

川井保健センター所長 委員ご質問の産後ケア事業につきまして、ご報告させていただきます。平成30年度につきましては、ショートステイをご利用になった方が2名いらっしゃいまして、延べ10泊されてます。

この産後ケア事業なのですが、まず産婦人科において出産後、体調の思わしくない産婦の方と、あと生まれたばかりの新生児、赤ちゃんとお預かりしてお母様には休息、赤ちゃんには心身のケアをしていただくものになりますので、産婦人科のほうで受けていただいております。それ以外にありますのが、デイサービスが2種類ございまして、長時間のデイサービスと短時間のデイサービスがございます。こちらのほうも産婦人科におきまして、日帰りで日中の時間を過ごして、お母さんのケアと赤ちゃんのケアに当たるものです。

当初予定してましたよりも、このショートステイをご利用になる方、2名なのですが、詳細は少し個人情報にかかるのですが、かなり精神疾患及び心身の不調の訴えの強い方で、もともと出産病院である産婦人科の医師からもご相談を受けまして、この方のケアのために必要な日数を制度の範囲内で支給したものでございます。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 地球温暖化対策実行計画について、もう少しお尋ねをいたします。

これ、計画立てる前の時期にお聞きしていたときに、実行計画を策定して、それが採択されれば、補助金が活用できるというようなことをお聞きしていたと思います。それで、あわせてそのときにお聞きしていたのが、2013年度を起点にして2030年度までに CO_2 を26%削減することを目標にというように聞いてたようなのですけど、実際につくられた事業計画としては40%以上の削減ということなんですね。何かその辺の前と何かが変わったのか、お聞きしたいということと、もうちょっとこれにかかわって聞くのであわせてお答えください。 CO_2 の削減のためにいろいろな計画をお考えのようですけれど、その中で省エネ診断実施施設における設備更新・運用改善の実施というのがあるのですね。これは目標の達成に向けたロードマップということで、どういうことをしていきましょうということが記載されているわけなのですが、この具体的な中身をお聞きしたいと思うのです。それで、その中身の中で施設の統廃合というのも掲げられておりまして、何か具体的にこの計画を作成した段階で施設を統廃合することに

よってCO₂削減と、具体的な施設を念頭に置いてこの計画を立てておられるのか、お尋ねしたいと思います。

それで、さっきの補助金の問題なんですけど、いろんな事業をやっていくときに、例えば多いのは省エネのLED化なんですよね。数として多いのはね。なんですけど、そういったLEDに更新するときなんかに補助金が活用できるというようなものであるのか、そのあたりについてもお聞きできればなと思います。お願いします。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 この国の補助事業の背景なのですけれども、COP21というのがありまして、そのパリ協定で採択されたことを受けて、2015年7月に国連に約束草案というのを提出されております。その中身は、今おっしゃられたように2030年度において2013年度比26%の温室効果ガス削減という目標を着実に達成する必要があるというように記載されております。この中で、地方公共団体の公共施設を含む業務その他部門において、2013年度比40%という大幅な削減目標が立てられていると。これをおおむね目標として国庫補助事業としてこういう計画を立てていっているという状況でございます。それで一応、全額補助、市町村にはなっておりまして、上限1,000万という形で今回の支出になっておるわけです。実施する期間としましては、2016年度より3カ年ということで、最終年度の2018年度に、1年前に策定したという形になっております。

あと、その導入、計画立てて、どうやっていくかということなのですけど、まだ統合とかいう、その施設の計画の具体案はないのですけれども、岬町におきましては対象とする施設が一応、本町以外32施設、コミュニティバス、公用車等踏まえて二酸化炭素削減に向け、達成していくという目標としております。庁舎等の施設の省エネ設備の更新というのが具体に大きい問題になると思うのですけど、先ほど言われましたようにLED照明とか、あと対象となるのは空調、ボイラー等の導入を補助する際に補助が受けられるというようになっていきます。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 補助はどれぐらいの割合が受けられるのでしょうか。何分の1とか、そん なことになっているのでしょうか。

松尾委員長 今坂理事。

今坂しあわせ創造部理事 補助率が今、資料にありますのは、市町村で3分の2、実施期間が2016年度から5年間の予定という形で資料ありますけれども、最近の動向をちょっとまだ把握しておりませんので、また調べさせていただきます。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 設備の更新によって維持管理経費が抑制できるというのは、最近のものに ついてはそういう傾向が非常に大きいですから、こういった機会を活用して町の 財政負担についても貢献するものと、そしてなおかつ目標の達成やCO2の削減 という社会に対する貢献もできるということですので、ぜひ積極的に活用をいた だきたいと要望しておきたいと思います。

松尾委員長以上ですか。

どうされますか。

中原副委員長。

中原副委員長お許しを得ましたので聞きます。

決算書の137ページのごみ行政についてお尋ねしますが、備考のところにざっとそれぞれの委託料が書かれております。予算と実績に少し乖離がある点があるので、何か要因があるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。上から3つ目のし尿浄化槽で運搬処分委託料、これは予算よりかなり大きな決算額というようになっているのですけど、何か要因があったのか、お聞きしたいと思います。

それから、その2つ下の地下タンク検査料って、これは何なのか。これは単純 に何かご説明をいただきたいというように思います。

それから、一番下のほうに6つ粗大ごみ等云々というのがあるのですが、これらについては増加したり減少したりということになっているんですけど、このあたりは単純に量によって増えたり減ったりしているというように受けとめていいのかどうか、お聞きしておこうと思います。ただこの6つの中でちょっと予算との乖離が大きいものもあるので、何か特別な要因が、説明いただける何かがあるのでしたら、あわせてお聞きしておきたいと思います。お願いします。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 し尿浄化槽汚泥運搬処分委託料につきましては、予算では汚泥のケーキ処分予定数量を70トン見ておりました。1トン当たりの単価も5万5,00 0円と見ておりました。決算では実際の数量としまして38.6トン、1トン当 たりの価格が3万8,000円でできたことによる減となります。

地下タンク検査料につきましては、ごみ処理施設にある地下の重油タンクの埋 設配管に漏れがあるかないかの検査料でございます。

次に、粗大ごみ等処理委託料、粗大不燃ごみ、空き缶・空き瓶、使用済み蛍光 灯、乾電池につきましては数量の変化によるもので、処分数量により増減がございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 地下タンク検査料については、これはもともと定期点検等で予定されてい たものなのでしょうか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 もともと予定しておりませんでした。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 予算のときには、ちょっと見当たらなかったのでね。それで、もともと予 定していなかったとしたら、ちょっと何か心配な出来事があって点検に至ったと いうことでよろしいのでしょうか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 消防法で点検に来られたときに、点検していますかということがありましたので、点検したものです。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 施設の長寿命化という問題は、財政負担全体を考えても非常に大事な問題でして、今、偶然的な要素といいますか、消防の方に点検してますかというように問われて、点検をされたということで、こういった点検て、また美化センターの焼却施設だとか、そういったところは経費の節減を目的にして定期点検の期間を長くする傾向が以前からあるのですよね。定期点検としては1年に1回なんだけど、1.5年に1回点検するとか、2年に1回点検するとか、場所によってはもう壊れるまで使って、それから交換しましょうというようなことになったりというような傾向があるというように思っておりますけれど、やはり施設を更新する、建てかえるというようになると一番負担が大きいものですから、長寿命化ということを考えても必要な点検には必要な経費をきちんと充当するという考え方を持っていただきたいというように思いますし、今回、この配管の漏れを点検なさって、ちょっと気になるところがあったから点検もしてもらったということで

したけど、その結果は特に異常はなかったのでしょうか。

はい、うなずいておられるので、異常はなかったということで。

今後も適切に必要な点検については行っていただきたいと思いますし、そのことが行く行くは施設全体を長もちさせることになりますし、そのことのほうが経費の節減にはつながりますので、そういう視点で、この施設だけに限りませんけれども、そういう視点を持って点検等は適切に行っていただくように要望しておきたいと思います。

松尾委員長そのほか。

反保委員。

反保委員 1点だけお聞きします。133ページの深日の火葬場、撤去した後、たしか駐車場になると聞いてますけど、それで正しいのでしょうか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 深日火葬場の跡地につきましては、墓地として20区画あります。墓地として利用しております。

反保委員 墓地になるのですか。いや、もう私、親不孝でこの墓参りはしてないので、わ かりませんでした。墓になっているのですか。

松尾委員長 道工委員。

道工委員 ちょっと1点、確認だけさせてください。127ページにも出てますけど、明 許繰り越しの1,400万ありますね。これ、火葬場費という科目でやっている けども、これは科目構成はしなければならないと思うのですけどね。墓地費なら 墓地費として、火葬場ではないところでこんな額を出すというのは、ちょっとお かしいのではないかと。明許繰り越しですから、これは当初予算でもなかった、 臨時に降って湧いたやつでしょ。深日の墓地の崩れたやつやな、これ。1,400万はね。これ、科目構成したほうがいいのとちがうのかなと思うのですが、こ のままでもいいのですか。火葬場費にはちょっとなじまないのとちがうのかな。 考えといてください。もう結構ですから。時間もったいない。

松尾委員長 もういいのですか。

そのほか、委員さん、質疑ございませんか。 竹原委員。

竹原委員 ちょっとお待ちくださいね。すみません。135ページ委託料ということで、 住民生活課、可燃及び資源ごみ収集委託料ということで、ごみの量、年々人口も 減ってますし、分別等々進んできて減ってきてるのではないかと思うのですが、 原課としてつかんでるごみの量の報告をお願いしたいと思います。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 平成30年度におきましては、台風による災害ごみがありましたので、30年度につきましては、増えている状況ですが、災害ごみを差し引きしますと、減っております。家庭系のごみで可燃ごみのトン数を言いますと4,255トン、粗大不燃ごみが災害ごみを除きますと231トン、資源ごみが320トン、計4,806トンになります。

ちなみに平成29年度を言いますと、可燃ごみが4,271トン、粗大不燃ご み249トン、資源ごみ344トンで、計4,864トンになります。

松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 微減ですね。確認させていただきました。災害ごみは対応していただきまして、 とてもありがたかったと思います。今後もごみについて、資源ごみとしてリサイ クルを増やしていく活動もそうですけども、全体的なごみが減るような施策とい うのを進めていただきますよう、要望させていただきます。

松尾委員長そのほか、委員さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長それでは、なしと認めます。

これで、衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

決算書の162ページから165ページの目3コミュニティバス運行費をご覧ください。

質疑ございませんか。

竹原委員、どうですか。あるのと違いますか。はい、どうぞ。竹原委員。

竹原委員 恐らくこのコミュニティバスの車両、車ですね、町が持っている分なのですが、 それなりに傷んできていると思われます。車両に係るこの決算というのは、どこ で見たらいいのかな。この修繕、この需用費でバスの分が全部賄われているとい うことで、よろしいでしょうか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 委員のおっしゃるとおり修繕料の中に車検整備費用であるとか、3カ 月点検6カ月点検、そういったもの全部入っております。 松尾委員長 竹原委員。

竹原委員 町で整備費を持たれているのですが、恐らく導入するときに一遍に6台ばさっと買われて、同じ感じで使われているので、傷むときは全て一緒に傷んで、また 更新するときはがさっと予算が必要になってくるのかなと、このように思っていて、できれば計画的に年次で平均的にしていただきたいとこのように思っているのです。というのは、町のその他のバスというのも、かなり古くなって、もう岬町以外乗って出られないというマイクロバス等々もある中、そういうのと入れかえるとか、そういうように運用をできるようにちょっと検討していただいて、1年に1台ずつ入れていくとか、そういうような計画を立てるべきではないかと思いますが、原課としてどのように考えられてますか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 委員おっしゃるとおりバスにつきましては、住民にとって重要な移動 手段となっていることから、車両交換計画が必要であると認識しております。財 政面とあわせ慎重に検討してまいりたいと考えております。

松尾委員長その他委員さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 節19負担金補助及び交付金のところで、予算の段階では市町村運営有償 運送運転手講習会費というのが設けられていたのですけど、これは結局、昨年度 においては講習を受けずに済んだということで、決算には上がってこないという ように理解したらいいのでしょうか。

また、この講習はこの2018年度以前はどうであったか。講習を受けに行っていただいたことがあったような気がするのですが、そのあたりいかがだったか、お聞かせいただきたいと思います。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 委員おっしゃるとおり平成30年度につきましては、講習会に参加しなかったものです。

以前あったかどうかですが、平成28年度に行ったと思いますが、ちょっと調べます。

以上です。

松尾委員長ほかにありますか。

中原副委員長。

調べてもらって、後で答えてもらうほうがいいかなと思うのですが、ほかにあるなら。

中原副委員長 この件だけ。

松尾委員長だけですか。

後での報告でいいですか。

辻里課長。

辻里生活環境課長 平成28年決算のときに受講しております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 この昨年度決算、予算のときにはこの講習を受けてもらおうということで 予算どりをしていたのだと思うのですけど、今年度から私線の運行も有田交通さ んにお願いできるということがわかって、この講習を受けていただかなくてよく なったといういきさつなのでしょうか。

松尾委員長 辻里課長。

辻里生活環境課長 委員のおっしゃるとおり、30年度の講習料は31年度委託になりますので、受けに行かなかったということになります。

松尾委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ございませんね。

はい、わかりました。

これで土木費の質疑を終わりたいと思います。

続いて、災害復旧費に入ります。

決算書の204ページ、205ページの項5民生施設災害復旧費(福祉課外)、項6衛生施設災害復旧費(住民生活課)をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長なしでよろしいですか。よろしいですね。

これで、質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了いたしたいと思います。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長、賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 賛成です。

松尾委員長 反対の方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 昨年度の決算について、厚生委員会に付託をされている、厚生委員会所管の内容については、先ほど質疑の中で大阪府の福祉4医療、3医療になっていってしまうわけですが、その運用についてはぜひ岬町からもさまざまな要求をし、努力をしていただきたい。また岬町として、何らかの救済策がとれるようであれば、ぜひ前向きに検討いただきたいと申し上げたところでありまして、対象から外されてしまった方がいるであろうことが改めて確認されたところであります。

しかしながら、もう一方で質疑通じて確認をさせていただきました保育士や学 童保育の臨時職員の賃金の増額の努力が一定実っているということもお聞かせい ただいたところでありますし、バスの運行の乗車数についても引き続き増加傾向 にあるということ。そして、また第2子以降の無償化についても2018年度に おいては踏み出したということで、住民サービスの拡充が大きく図られたという 側面があるというように認める立場から賛同するもので、違うな、決算の認定に 賛同したいと思います。

松尾委員長ほかで。

竹原委員、どうぞ。

竹原委員 私も賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

先ほどの議論の中で、不用額が多過ぎるからきちっと精査するようにという声もありました。確かに余りにも多い不用額というのはいかがとは思いますが、逆の考えで、当厚生委員会所管の事業の中ではある程度余裕を持って予算を確保しておかなければ、例えば申請が相次いで、補正予算を議会にかける時間的余裕がないなど資金の執行に遅れが出れば、たちまち生活が成り立たなくなるということも考えられます。住民の生死にかかわる事柄も多々あるのかな、こう思う中で、今回、この決算のやりとりの中で多くの事柄が明らかになって、不用額としてきちんと処理されていることや、必要な部分はしっかりと執行されていることがわかりましたので、賛成の立場とさせていただきます。

松尾委員長ほかに賛成討論に参加される方、いらっしゃいますか。

谷﨑委員。

谷崎委員 決算書としては、この数字は全て正しいと思うのですけども、通常会計指数額

の後とか備考の金額の後に対前年比を入れるのが本当は非常にわかりやすいので はないでしょうか。

賛成ですけども、そういうちょっと意見だけ述べさせていただきます。

松尾委員長 それは討論にはなっていないので、もうよろしいですか、そうしたらね。 もうよろしいですね、そうしたら。

これで討論は終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

松尾委員長満場一致であります。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託された案件は認定することに決定しました。

認定第2号、平成30年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、決算書211ページから234ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 二、三点、お聞きします。231ページの節13委託料、特定健康診査等事業費のうち、13委託料ですね。ここでの特定健診委託料として上がっております。これは、特定健診の医師に支払った分かと思うのですが、これは前年から見て少し金額が増えているように思います。これは、それだけ特定健診を受ける人が増えたのかなと思うのですが、その特定健診の受診人数、ここ数年の推移がわかれば教えていただきたいと思います。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 ここ数年の特定健診の受診者数ですが、過去3カ年分ぐらい

でよろしいでしょうか。

平成27年が合計で849名、平成28年が884名、平成29年が794名、 平成30年度まだ見込みの段階ですが、およそ812名程度というようになって おります。

内容につきましては、個人の診療所等に行って受診をしていただく個別健診と、 あと年に8回保健センターのほうで実施をしております集団健診との委託料の合 計額となっております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 今の件、わかりました。

あと、その下に特定保健指導委託料というのと、その節の一番下ですね。生活 習慣病予防対策支援事業委託料とあるのですけど、これはどちらも保健師などの 資格を持った人がその該当者にアドバイスをすると、そういうものだと思うので すけど、この2つの違いと、何人分の金額になるのか、それを教えてください。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 まず、特定保健指導委託料という部分ですが、こちらは大阪 府国民健康保険団体連合会のほうが実施している事業で、健康相談事業に当たる ものですが、そちらのほうにお願いをしまして、保健師の方を2名程度派遣して いただいて、集団健診のときに肥満に該当はされてはいないのですが、血圧の高 い方、あと血糖値が少々高目の方等につきまして、個別で簡単な指導を行うとい う内容になっております。こちらのほうが、すみません、ちょっと実施件数、ちょっと今、資料を持っていないのでお答えできないので申し訳ないのですが、こ の委託料につきましては、派遣をしていただいた保健師さんに対する報償費とい う形でお支払いをさせていただいております。

次に、生活習慣病予防対策支援事業委託料ですが、こちらは、保険年金課で実施をしております健康教室に係る委託料になります。平成30年度は合計で全6講座、延べで78回実施しております。これに対して参加者の方が、事前にお申し込みをいただく形になりますので、お申し込みいただいた方が104名、延べ年間で600名程度のご参加をいただいております。

松尾委員長 坂原委員。

坂原委員 わかりました。この件に関しては、住民の健康増進といいますか、言葉で言う と健康増進ですけどね。これはひいては住民の命を守ることにつながる大事な事 業ですし、しかも、それと同時にまた健康保険医療費の負担も減っていくことで すから、これはもっと積極的に進めてほしいと思います。

以上です。ありがとうございました。

松尾委員長ほかに委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の216ページ、国民健康保険料についてお尋ねいたします。

2018年度からこの国民健康保険は都道府県化がスタートされた年度に当たるわけですが、1人当たりの保険料は引き上げられたのか、引き下げられたのか、据え置きであったのか、お尋ねするのが1点目であります。

それから、この2018年度中に。223ページ、歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の中の節13委託料の中で、国保システム改修委託料というのが記載されておりまして、これは高額療養費の制度が改定されたものというように認識をするものでありますけれども、利用者にとっては限度額が引き上げられたことによって負担が増やされたものというふうに認識をするものであります。それで、このことによって、償還払いの事務について、数が変わったかどうか。これは印象でも構いませんけれど、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

それから、こういうシステム改修や制度の改定は医療の分野だけではありませんけれども、この医療の分野でも連続して行われているのですが、その連続して行われている改定の中身としては、患者への負担が増やされるものが連続して行われているのですね。担当の方はよくご承知だと思います。それで、そういうことに対して、私はいつも申し上げるのが、岬町として何かできる手だてはないのかということをよくお聞きをするのですが、ここ数年、まあ今回は2018年度の決算ということですが、直近で言いますとその前年についても一定の改定、私は改悪だというように思いますが、そういったことが持ち込まれておりますけれども、それらに対応するような対策は講じられたでしょうか。

それから、決算書の231ページ、人間ドックについてお尋ねいたします。

人間ドックと脳ドック、2種類助成事業を行っているわけですが、2015年から年度ごとの人間ドック、脳ドック、それぞれ受診の実績を教えていただきたいと思います。あわせて参考までにお尋ねしますが、補助の上限の引き上げはなさっていないかどうか。これについてもお聞かせいただきたいと思います。お願

いします。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 まず、1人当たりの保険料ですが、前年度に比べて調定額で 比較をしておりますが、前年度に比べて少し上がっているという結果になってお ります。

それから、システム改修委託料の内容ですが、こちらも委員おっしゃったとおり高額療養費制度の見直しに係る改修ということになっております。これについては、まず、現役並み所得の方の分の高額療養費の限度額が細分化されたことによって、全体的に印象としてはここ二、三年の償還払いの件数の比較としましては、前年度当たりから結構な数、伸びているなという印象があります。一月、以前でしたら例えば大体五、六十件だったのが、今、平均大体100件を超えるほどの償還払いをさせていただいている件数がありますので、非常に件数的には伸びてます。中身としましては、やっぱり70歳以上の方の高額療養費について非常に多くなっているなという印象を持っております。

次に、人間ドックの実績ですね。25年からということですので、平成25年 が人間ドックが66件。

中原副委員長 2015年。

松本しあわせ創造部副理事 すみません。2015年が、ごめんなさい、人間ドックが70人、脳ドックが19件、その次が平成28年度が人間ドックが82件、脳ドックが28件、平成29年度が人間ドックが71件で、脳ドックが28件、昨年度ですが、人間ドックが87件、脳ドックが31件となっております。

あと、助成額ですが、脳ドック、人間ドック、いずれにおいても2万7,00 0円を上限に助成をさせていただいております。

あと、制度の改正に係る本町の対応ということですが、昨年度、広域化によりまして都道府県化をされたことによりまして、個人的なイメージですが、よくなった面も悪くなった面もあるかなというように感じてはおります。ただ、加入者の方々に負担を強いらないように努力をしていきたいと考えておりますし、また、それに対して大阪府運営方針のほうも改正をされていきますので、それの内容も見ながら意見を上のほうに上げていく努力をしたいなとは、委員会のほうでは考えております。

松尾委員長ちょっとお諮りしてよろしいですか。

5時が近くなってまいりました。あと、この件含めて3件と、そして協議会がご ざいますが、このまま継続してもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

松尾委員長よろしいですね。それでは続行したいと思います。

中原副委員長。

中原副委員長 先ほどお答えいただいた中で、高額療養費の償還払いの事務が非常に増え ているということで、これは減らないと思います、余り。そう思うでしょう、は い。私も思います。

実は、そういうことになっているのですよ、制度上ね。増えていかざるを得ない、数としては。ただ、お答えいただいたように、ご高齢の方が高額療養費、要は制度上払い過ぎた分の医療費返してくれという申請をしに役場に行かないといけない、これが非常に大変でして、ここでやはり工夫ができないかなということを真剣に考える必要があるのではないかなというように思います。高額療養費については、例えば府の助成制度が変わったと、あれとの関係でも増えていくというように私は思う部分があるのです。

それで、今は直接なり代理人なりが申請の用紙を持っていかないといけないということになっていますけど、この償還払いの手続で郵便なんかを利用されたらどうかなというように思うのですよ。ご高齢の方が、まず役場からの書面が届いて、まずは意味がわからないという方が非常に多いですし、これは高額療養費のことだけではないのですけど、意味がわからないので申請をするに至らないというような方もありますんで、そこもまた大変なところがあるかなというようには思いますけれど、実際に申請用紙を持って役場に行くことそのものが非常に困難だというケースがありますから、例えば申請そのものは郵便で返信という形で送ればいいとか、あとお金、現金を返すということについても振り込みをどんどん活用していくとか、ちょっとこれは簡素化する必要があるんじゃないかと。

窓口業務を減らすということの必要性も国保については、私、見ていて思いますから、そういう意味でも、また実際に利用者の立場に立った対応という点でも、これは新しい制度を活用できるものは活用していく必要があるのではないかというように思うのですけど、いかがですか。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事保険年金課、松本です。

高額療養費の償還払い制度につきしましては、現在、窓口のほうに申請をいただいている形になっておりますが、どうしてもやはり窓口のほうに来れないという形でおっしゃる方については、郵送での受け付けも現在させていただいております。基本的には、お支払いをさせていただく場合、高額療養費のお返しについては、全てほぼ口座のほうに振り込みということをさせていただいております。

あと、もう一つ方法としましては、高額療養費の制度が変わったことによりまして、従来は非課税の方しか限度額認定証のほうはお渡しできなかったのですが、今、課税世帯の方についても上限額が変わっておりますので、ほぼ皆さんに限度額認定証をお渡しすることができるような制度に変わっておりますので、そちらのほうのご利用もお勧めをさせていただいております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 郵便で申請書を受け付けてますっておっしゃるのですけど、返信用の封筒なんて届けてませんよね。そのことを言っているのですよ、私は。わかるでしょう。これだけ何月の営業費、あなた払い過ぎてるから返してもらえに来てもらわないといけないのだけど、まず申請用紙出してください。出してくださいだけなのですよ。書いて、この封筒に入れて送り返してくださいだったらできる人たくさん増えると思うのですよね。

ですので、いろんな形での返信用封筒ってありますよね。使ったらお金が発生するやつとかね、後納郵便とかいろいろありますから、ぜひそういうものも活用を考えていただきたいなというように、親切、懇切丁寧な役場にどんどんなっていっていただきたいなというように思うのですよね。ですので、ぜひそういった返信用封筒を同封してお送りするとかいうようなこともお考えいただきたいというように思います。これは、高額療養費の償還払いの事務にかかわらず、いろんなことでこういう工夫ができるのではないのかなというように思いますのでぜひ。郵送でも受け付けてますよということだけではなくて、返信用封筒をつけて送れるものがあれば、ぜひそういうようにしていただきたいなというように思います。それから、限度額認定証のことも言及をされました。ただ、限度額認定証を受け取ってそれを使っても、さらに償還が発生するケースもありますので、事務としては非常に煩雑で大変だというように思いますけれど、できるだけ利用しやす

松尾委員長皆さん、ほか質疑ございませんか。

い工夫をご検討いただきたいというように思います。

谷﨑委員。

谷崎副委員長 少しお聞きしたいのですけど、18歳まで無料という、償還金が発生する のは今年度から開始ですよ、いいですかね。それは、どこに載ってくることにな るんですよね、項目的には。

中原副委員長そこは、もう済んでいる項目です。

松尾委員長ほか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長なしでよろしいですね。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長、賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 賛成しようと思います。

松尾委員長 賛成でよろしいですか。

反対の方いらっしゃいますか。

そしたら、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長私、余り国民健康保険の特別会計にかかわって賛成はしないのですけど、

ねえ、町長。私、今、質疑通じてもそうだし、日常的にもいろんなことを教えていただいたりしてますけど、さっきの答弁を聞いたら、ちょっとこの決算には反対しにくいなって思ったというのが率直なところなのですよ。

私が文句があることについては、いろいろ毎回言ってます。ただ、文句の元凶はどこにあるのかというと、それはもう国政上の問題なのですね。いつも文句を言うのは、それに対して岬町、もっと努力してほしいという角度で批判をしています。それに対して先ほどの答弁では、機会があるごとに、国や府に要望をしたりもしているし、これからも府の制度上のことで、運営方針だとかそういうところの見直しで改善できることはないかという模索をしていっていただけるのであろうと。担当課としての努力というか、その点を見ていますと、ちょっととても反対しづらいなということなのですよ。

ぜひ、この担当課の努力が報われるような、少しでも制度の改善が図られればいいなというように思っておりますけれど、決してこの決算の内容がいいものというように私は思っているわけではありませんけれど、担当、関係される方の努

力も感じられたところでありますし、また、2018年度においては保険料の金額について若干増えてしまったと、大幅な増加ということではないということも確認されましたので、今後の努力にも期待をして、反対はしないという立場をとりたいと思います。

松尾委員長 ほかに賛成討論に参加される方いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長これで討論を終わりたいと思います。

続いて、採決を行います。

認定第2号「平成30年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について」原 案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

松尾委員長満場一致であります。

よって、認定第2号は、本委員会において認定することに決定しました。 認定第3号「平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」 を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 決算書235ページから248ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

なしでよろしいでしょうか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の240ページですが、保険料について確認をいたしますけれども、 保険料については2018年度は据え置きが実現されたと。2018年、19年、 この2カ年においては、その前期から比べて据え置きが実現されていたかなとい うように思いますが、その点を確認させていただくのと、それから2018年度 については、その前年度からですけれども、実際の負担ということでいいますと、 被扶養者への軽減策が縮小されていった時期ということであったかと思います。 これについて、念のためお聞きしますけれども、負担が増やされたことに対する 何らかの努力はなさらなかったのか、念のためお聞きをいたします。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事保険年金課、松本です。

まず、保険料のほうですが、平成30年、31年度については、均等割額については据え置かれておりまして、所得割額については少し引き下げられております。

あと、旧被扶養の分ですが、おっしゃられたとおり軽減制度の見直しということで、従来、被用者保険の被扶養者であった方に対して、配偶者の方が後期高齢者医療のほうに移られたのを機に、従来は向こう2年間の間応益割のほうを軽減をさせていただくという制度がずっと引き継がれておりましたが、ここへ来て見直しということで、今まで当面の間というような経過措置をずっとされていましたが、本来の適用期間である2カ年という形で軽減期間を限定をされることになっております。

これに関して、保険料を実際計算をしたときに、以前も少しお話ししたかなと は思うのですが、後期高齢者医療の保険料自体が国民健康保険のように世帯単位 の保険料の計算ではなく、加入されている被保険者ごとの計算という形になりま すので、実際に計算をした場合、軽減措置の対象者になる方については、こうい う言い方がいいのか悪いのかちょっとわからないのですけど、余り影響を受けな い保険料をお支払いいただく方も多いかと思います。

ただ、ご本人、その被扶養者であった方自身に所得がある場合について、今まで応益割のほうに軽減がかけられていたものが、それがなくなるという形になりますので、大幅に上がる方も中にはいらっしゃるということになっております。これに対して本町として何か対策をというお話ですが、いかんせん、後期高齢者医療の会計自体が国や広域連合のほうから補助金をいただいて、それをそのまま保険料とか、あと医療費分として広域連合のほうにお返しをするという形になりますので、実際、特別会計内としてはほとんどお金が残らない形式でお金が動いしている状況にあります。ですので、これに対して何か対策を打つとなりますと、結局一般会計のほうからに法定外で繰り入れをしていただくという形しか対策が今のところとれないというのうが現状ですので、この状況につきましても国等への要望で高齢者の方々が将来不安なく安心して医療を受けられるような形で、制度を運営できるような要望を上げていきたいなと考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長今の説明の中で、実態としては余り影響を受けない。

松尾委員長 松本副理事。

松本しあわせ創造部副理事 すいません、保険年金課、松本です。

影響がないとは言い切れないと思います。ただ、被扶養者の方、全体で大体対象となる方、800名ほどいらっしゃるのですが、ただそのうち通常の保険料の軽減対象になっておられない方というのが全員が全員ではなくて、大体50名程度という形になっておりますので、それ以外の方につきましては、保険料を計算した際、旧被扶養者軽減が適用されない場合でも軽減の対象になるという方も大勢いらっしゃるという形になっております。

松尾委員長よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長これで質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長、賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 認定しましょう。

松尾委員長 賛成ですね。

そしたら、反対の方はいらっしゃいますか。反対の方。

そしたら、中原副委員長、どうぞ。

中原副委員長 昨年度においては、確認したとおり保険料については据え置きが実現された年度であるということと、それからちょっとさっき確認していた、実際の制度、軽減策の縮小による影響、余り影響を受けない人が多いという言葉もありましたので、実際には詳細に確認する必要があるかなとは思いますが、この制度上の改定を国に強く要望していただくように期待をして、この決算についても反対はいたしません。

ただ、国への要望という意味でいいますと、75歳という年齢で自動的に区分をされて、75歳以上という年齢は病気になる人が多く出て当然の年齢ですから、医療もこれからどんどん上がっていって、その中で保険料を決めていくということになると保険料が青天井で上がっていくと。制度上のこれは限界というか、仕組みがそうであるというように私は思ってますから、この制度そのものを廃止するべきであるという、そういう立場は毎回申し上げておりますけれども、そうい

う立場からいいますと、この認定についても賛同するというのはちょっとけったいかもしれませんが、国への制度の改善を強く要望していただくことを期待して、 反対はしないということにしたいと思います。

松尾委員長ほかに賛成討論される方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第3号「平成30年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について」 原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

松尾委員長満場一致であります。

よって、認定第3号は、本委員会において認定することに決定しましまた。 認定第6号「平成30年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」を議題 とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松尾委員長 それでは、決算書275ページから306ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

竹原委員。

竹原委員 2点お願いします。297ページ下のほう、12、節でいう役務費、そこにボ ランティア保険料とございます。ボランティアさん頑張っていただいているのか なと、このように思いますが、その内容についてどのようなことをしていただい ているのかいうのが1点目でございます。

そして、次のページ299ページ、これは上のほう、節でいう16原材料費、 砂代とありますね。砂代と書いてるので何に使われているのか、そのことを教え ていただければと思います。2点お願いします。

松尾委員長どなたが答弁していただけますか。

南課長代理。

南福祉課課長代理福祉課、南です。ご質問にお答えいたします。

まず、ボランティア保険につきましてですけども、こちらにつきましては介護

保険の一般介護予防事業のほうにいろんな事業、教室等をやっておりますので、 そちらにボランティアの方もご参加いただいておるというところでのボランティ ア保険で、45名の方がご加入いただいておるものになります。

続きまして砂代につきましては、高齢者の介護予防に資するということで、場所は別所の第二阪和の高架下にグラウンドゴルフをするようなグラウンドがあるのですけども、そちらのほうに砂を補充したというところで砂代という形で原材料費、上げさせていただいております。

竹原委員 理解いたしました。

松尾委員長よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原副委員長。

中原副委員長 決算書の283ページで、節1介護保険事業費補助金というのがありまして、これは予算額と少し金額が乖離があるのですけど、何か要因があるのか。減額をできたようなのですけど、ちょっとそのあたりの事情があればお聞きしておきたいということと、それからこのシステム改修は高額医療の合算サービスの見直しと、それから2018年8月から利用料の3割負担という制度の改定が行われたわけですけれど、この中身のシステム改修なのかなと思って見ていて、その内容についてもちょっと確認をさせて。システム改修そのもの、何が変わったのかということをお聞きしたいというのが1点目です。

それから、この1点目にかかわって、昨年8月から申し上げたとおり、一定の条件の方には3割負担という負担割合が持ち込まれているわけですけれども、その影響が何らかの形で出ていないのかなということが気になっています。影響が出るとすれば、サービスの利用を抑制すということではないかなというように懸念するのですけれど、そのあたりは利用というか給付、そのあたりを見たときに何かわかることがあるのであれば教えていただきたいというのがあります。

それから、299ページの包括的支援事業2事業費のうちで地域包括支援センターの運営委託料が記載をされております。これは社会福祉協議会に委託をした地域包括支援センターの運営費ということになるかと思いますが、運営状況についてお尋ねをいたします。職員の体制は、専門3職種がきちんと配置を継続してなされているかという問題と、それから、ケアマネジャーの数についてもこの機会にお尋ねしておきたいと思います。このケアマネの数については、これは委託

始めたのが3年前になりますかね、2年前だったかもう忘れてしまった、ごめんなさい。その委託を始めた当初から年度ごとにケアマネジャーの数をお聞きしておきたいと思います。

それから、この地域包括支援センターの運営事業とも多少かかわりますが、ケアプランのチェック項目のみで総合事業を利用されている方の数についても、この機会にお尋ねしておきたいと思います。

お願いします。

松尾委員長南課長代理。

南福祉課課長代理福祉課、南です。ご質問にお答えさせていただきます。

まず、システム改修事業の件でございますが、こちらにつきましては副委長おっしゃるとおり、高額サービス費の見直しに係るものと利用者負担が、3割負担になった分ということの制度改正による改修を行ったものに対する国庫補助金となります。

続きまして、地域包括支援センターの委託料に関しましてお答えさせていただきます。まず、運営状況につきましては、平成30年度決算につきましては、幾分かの黒字決算という形でご報告はいただいておるところでございます。

職員の配置でございますが、まず法定の3職種につきましては、社会福祉士と主任ケアマネ、保健師という形で3名の配置を行っております。あと、ケアマネジャーにつきましては、平成30年度につきましては、3名という形で配置しているというところで、あとケアマネジャーの過去の人数ということなのですけど、平成29年度につきましては、4名から3名に途中で減ったという形で1名減になっております。平成28年度以前につきましては、町で直営でやっていたということになり、平成29年4月からの委託になりますので、平成28年度以前は直営という形でケアマネジャーは4名で配置してたという形で。参考までに、令和元年度につきましても3名ということで聞いております。

続きまして、総合事業のチェックリストの利用状況ですけども、本年度、今現 在チェックリストでの対象者は5名という形で把握しております。

あと、3割負担になったことへの影響というところ、ご質問あったと思うのですけども、3割負担になったことによる影響というのは、ちょっとまだ数字等で把握はできてないところなのですが、こちらのほうでつかんでますのが、3割負担の方の割合というのが、平成30年度で全体の2%が3割負担。参考までに、

2割負担が5. 4%、1割負担の方が92. 7%となっております。

令和元年の今現在につきましても、3割負担の方が少し減って1.8%、2割負担の方が4.7%、1割負担の方が93.5%ですね。これは、いずれも7月末での数字になっておるのですけども、そういった形の負担割合になっておりまして、3割になられた方は、こんな言い方したらどうなのかわからないですけども、少しになるかなというところでございまして、負担につきましても3割になるのですけども、高額サービス費についての適用は上限4万4,400円、一月4万4,400円以上の自己負担は全て高額サービス費という形で返還させていただいておりますので、負担割合が増えたということではございますが、こちらのほうの高額サービス費を使っていただいて、自己負担はある程度抑えていただいているのかなというところでございます。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 ただいまお答えいただいた中で、2割負担になった方についても割合をお 示しいただきました。3割負担になってまだようやく丸1年たったところですの で、なかなか変化についてはつかみにくいかもわかりませんが、2割負担については丸2年ぐらいたちますかね。2割負担については、何か利用を抑制している のではないかと思われるような傾向があったりとか、そういうことはありません でしょうか。参考までに、この機会にもしおわかりでしたらお聞きしておきたい と思います。

それから、総合事業の活用というか運用について確認をするのですが、今、チェックリストに基づいて総合事業を利用されている方が5名ということでありました。この数については、従前までと余り変わってないなという印象を受けているのですが、この方々は介護保険の要介護認定を経ずに入り口からチェックリストを活用して総合事業に移られているというふうに理解をしていいのか。また、そうであるならば、要介護認定を受けないということは、本人の選択によるものということであるのか、その点について確認をさせてください。

それからもう一点、ケアマネジャーの数が2017年年度途中で4人から3人になって、その後3人が維持されているということでありました。この数が減ったということにかかわって、運営上、例えば1人の担当数が非常に多いとか、大変な状況になっているというようなことはないのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

松尾委員長 どちらが答弁していただけますか。

南課長代理。

南福祉課課長代理福祉課、南です。委員のご質問にお答えします。

まず、包括のケアマネの数が4名から3名になったというところで、影響等がないのかというところでございますが、包括支援センターのケアマネジャーの1人当たりの、1カ月当たりのプラン数というのですかね、こちらのほうにつきましては、直営でやってた平成28年度につきましては、大体一月当たり57件で、委託に出した初年度の平成29年度につきましては48件という形でなってまして、平成30年度につきましては大体60件という形の1人当たりのプラン数という形になっております。

当然、人数が減りますと1人当たりの負担が増えてきますので、その分につきましては直営のケアマネジャーがやるのではなく委託に出したりという形でケアマネのケアプランの件数をこなしているところでございます。

続きまして、チェックリストの運用でございますが、チェックリストの今現在、対象者が5名ということで、昨年は4名でありまして、1名しか増えてないのですけども、運用方法につきましては、いずれの方も介護認定を一旦受けてもらっております。更新の際に、総合事業の項目しかサービスを受けないという方に関しまして、ご本人さんの希望によって介護認定の更新を受けずにチェックリストで判定を行って、総合事業の対象にしているというような運用をしておりますので、介護認定を受けずに最初から本人の希望でチェックリストで判定をしているという運用は、岬町としては行っておりません。これからも基本は、原則一緒と考えております。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 地域包括支援センターのケアマネジャーが減って、1人当たりのケアプラン数が増えてというお話がありました。そのくだりで外部委託に出すなどをして対応もしているということでありましたけれども、この外部委託というのを活用していきますと、財政運営上は余りよろしくないというように聞いたことがあるのですけれど、そのあたりの仕組みはどんなふうになっているのでしょうか。

松尾委員長南課長代理。

南福祉課課長代理福祉課、南です。

委託に出すと、自分とこの職員でケアプランをするよりも費用がかかるという

ところの件でございますが、申し訳ございません、そこにつきましては今現在、 社会福祉協議会のほうで委託をしてやっておりますので、今もどちらのほうが費 用が高いかというのは、今のところ資料はございません。

ただ、包括支援センターの委託としましては、さきほど申し上げましたとおり、 平成30年度も黒字で決算を上げておりますので、当然、委託料と利用者が負担 するケアマネジメント費の中での運用で今現在できておりますので、問題がない かなと考えております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 黒字幅はいかがでしょうか。2018年度は、委託に出して2カ年目とい うことですけれど、そのあたりはいかがですか。

松尾委員長南課長代理。

南福祉課課長代理福祉課、南です。

包括支援センターの分の平成30年度分の決算の収支としましては、大体340万円ぐらいの黒字という形で報告いいただいております。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 委託1年目と比べてどうなってるかということをお聞きしたかったのです けど、2017年度の黒字額が幾らということになっているか、お聞かせいただ ければ比較できると思います。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理福祉課、南です。

平成29年度の包括支援センター決算書類が、ちょっと持ち合わせないので正確かどうかわかりませんが、平成29年度の繰越金というのがありますので、恐らくそれが黒字の分になるのかなと思いまして、その繰越金のほうが約180万円ほど、平成29年度の繰越金として平成30年度に計上されておりますので、恐らくそれが平成29年度の決算額かなと思われます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 ということで言うと、財政運営上はうまくいっている、向上していっているというように見ていいということなのでしょうか。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理福祉課、南です。

原因がそれだけかというのはちょっとわからないですけども、地域包括支援セ

ンターの委託としましては、決算額としてはよくなっているという状況でございます。

松尾委員長 中原副委員長。

中原副委員長 念のため、2017年度の決算での黒字額については確認をしておいていただきたいと思います。

それから、これで最後にいたしますが、一番初めにお聞きをしていたシステム 改修に伴って負担が増えているという事実があるのですけれども、それは一人一 人負担の増え方の出方が違いますので、全体としてはちょっとつかみにくい部分 もあったり、またそこに対して制度上、手当手当をということで高額医療の合算 サービス等もつくられているわけですけれども、この高額医療合算サービスをつ くったとしても負担は増えますので、それに対する何らかの岬町独自の対策を講 じたというようなことはないのでしょうか、念のため確認させていただきます。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理福祉課、南です。

3割負担ということに関しまして、岬町で独自の政策等を行ったということは、 残念ながらございません。

松尾委員長中原副委員長。

中原副委員長 3割負担以外の部分ではいかがでしょうか。2018年は3割負担が持ち 込まれたわけで、当初はみんな1割負担だったわけですよね。本当にここ数年で 一部の人は2割にされ、預貯金が一定額ある方については負担が増やされ、20 18年は3割負担。2割負担から3割負担に上げられるテンポが物すごい早かっ たわけですよね。2割負担の影響がどのようなふうに出てくるかということにつ いてもまともな検証ないまま3割負担が持ち込まれたということがあるのですよ ね。

ですので、いろんなそれに対する批判かわしみたいなこともやってますけど、 それでは追いつかないような制度の本当に劣化というか、非常に使いづらい制度 にされていくというように思うのです。

3割負担は昨年度のことですが、その前の年度にも利用者負担が持ち込まれていますけれど、そういったことにも手当てということは実現できていないのでしょうか。

松尾委員長 南課長代理。

南福祉課課長代理福祉課、南です。

副委員長おっしゃる、前の年度に持ち込まれた負担ということに対しても、岬町としては特に独自の対策ができていない状況でございますが、岬町としましては、平成29年4月より総合事業のほうを実施、国の制度で新しい総合事業をしたというところになるのですけども、そのときにつきましては一部の介護予防給付が地域支援事業の総合事業に移管するというようなところでございまして、岬町につきましては従前の介護予防給付と同等の事業を地域支援事業の総合事業で実施するということで、独自の政策をやっていると考えております。

松尾委員長よろしいですか、中原副委員長。

中原副委員長 はい。

松尾委員長ほかに質疑ございませんね。

(「なし」の声あり)

松尾委員長 これで質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原副委員長、賛成ですか、反対ですか。

中原副委員長 最後は反対でしょう。

松尾委員長 反対ですか。

では、反対ということで、中原副委員長どうぞ。

中原副委員長 賛否決しがたいところなんですけれど、まずは私のややこしい質問に対して、担当がかわったばかり、今年度から担当されているところかと思いますけれど、いろいろと適切にお答えいただいたなというように思っています。

それで、賛成できないなというように、承認できないなというように一番感じるのは、やはりこの間の連続する負担増の制度上の改悪に対して、岬町が独自の 救済策を持てていないことによります。

ぜひ、今後、何らかの対策を打てるように努力をしていただきたいと改めて申 し上げるものであります。

ただ1点、先ほど確認をさせていただきましたが、チェックリストの運用、また総合事業の利用については、全て要介護認定を受けていただいて、さらにご本人の意思を尊重する形でチェックリストに基づいて総合事業を利用していただくと、この運用を従前からきちんと守り、また今後もその運用を続けるということ

については高く評価をしておきたいというように思いますので、今後もその方向 で運用を続けていただくようにお願いしておきたいと思います。

松尾委員長

賛成の方で討論される方いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

松尾委員長わかりました。これで討論を終わりたいと思います。

続いて、採決を行います。

認定第6号「平成30年度岬町介護保険特別会計決算の認定について」原案の とおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手多数)

松尾委員長 挙手多数でございます。

よって、認定第6号は、本委員会において認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件9件については、全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたしたいと思います。

これで、厚生委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後5時43分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを 記するため、ここに署名する。

令和元年9月10日

岬町議会

委員長 松尾 匡